



プロパティ データバンク株式会社
Property Data Bank, Inc.

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年5月



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式296,310千円（見込額）の募集及び株式278,880千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式94,122千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年5月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

プロパティデータバンク株式会社

東京都港区浜松町一丁目29番6号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の内容

当社は、「知識の集約により顧客の業務に革命を、顧客の資産に価値向上を」をビジョンに掲げ、顧客の保有する不動産・施設の運用管理の支援をすることを目的として、不動産・施設管理のためのソフトウェアを提供しており、そのITツールとして、統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を提供しております。

当社の顧客が管理対象とする不動産・施設は、全国各所に分散立地しております。また、これらの運営管理の巧拙は、現地の管理委託先や支店等の出先機関、そして、それを統括する本部機関の間の緊密な業務連携に負うところが少なくありません。業務情報の適時な集約と共有は、近代的な不動産・施設等の運営管理に欠かせないものとなっております。「@プロパティ」は、このような不動産・施設等の運用管理における業務効率の改善に資するためのサービスです。

@プロパティの活用イメージ



当社は、平成12年10月の創業以来、不動産・施設等の運用管理等に特化した統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」の提供を主力事業と位置付け、市場を開拓・拡大して参りました。当社の報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントですが、提供するサービスの内容に応じて、下記の通りクラウドサービス、ソリューションサービスに区分しております。

2 クラウドサービス

クラウドサービスは「@プロパティ」の提供・保守メンテナンス及びユーザーサポートを主に行っております。顧客からは月額で登録建物データ数に応じた従量課金による月額利用料及び保守サービス料を受領しており、ストック型売上計上のビジネスモデルです。

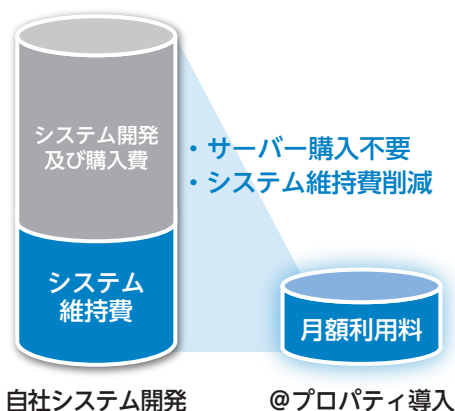
従来、不動産管理分野のIT化は、顧客自身がシステムを開発、購入することで、業務改善の実現を目指すものでした。

それに対して、当社のサービスは、システム基盤（ソフトウェア及びハードウェア）を、当社が開発・所有し、これをインターネット経由でご利用頂くことで、顧客の業務改善を実現するものです。これにより、顧客は多大なシステム投資や開発リスクを負担することなく、IT化を実施することが可能となります。また、「@プロパティ」は、所謂マルチテナント（※1）方式のクラウドサービスとなっており、「@プロパティ」の全ての機能が同一のプラットフォームに実装されております。そのため、当社にてメンテナンスや機能改善等を実施いたしますので、顧客はサービス利用開始後の保守業務の負荷を軽減することができます。当社は、顧客の要望を掴みながら、サービスの向上を目的とした設備投資を実施できるため、利用者の増加、サービスの向上、顧客の満足度を、相乗的に向上させるスパイラルアップ型の事業構造を構築していると考えております。

当社の主な顧客は、不動産投資ファンド等のアセットマネジメント事業者、資産の管理を担う不動産管理会社等のプロパティマネジメント事業者、ビルメンテナンス会社等のファシリティマネジメント事業者、不動産オーナー企業や事業を営むにあたり不動産を利用する自動車会社等のメーカー、インフラ企業等の一般事業会社及び国や地方自治体等の公共事業者であります。当社は「@プロパティ」の機能を顧客の利用目的や業務範囲等に応じて組み合わせることで、不動産・施設等の運営・管理に関わる様々な分野・企業のニーズに対応しております。

※1 クラウドサービスにおいて、一つのシステムを複数のユーザーで共有する方式を意味しております。

低コストで業務のIT化



スパイラルアップ型事業構造

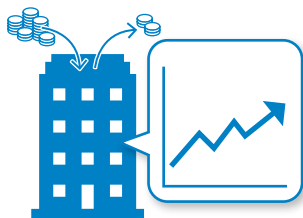


@プロパティの主な機能



資産基本情報

- ・資産名称、所在地、所有者等の基本的な情報を管理
- ・物件取得価格、評価額、修繕工事履歴といったデータを蓄積
- ・契約書等の重要書類や竣工図面、工事見積書などの技術情報を電子書庫として保管



プロパティ マネジメント※1

- ・物件収支の予算、実績、見通しの管理
- ・テナントへの請求及び入金情報の管理
- ・受託・委託契約の管理
- ・物件概要、賃貸借契約一覧、入金一覧、出金一覧、工事一覧等により構成されているレポートを出力



ビルマネジメント

- ・ビルマネジメント業務に関する収益の予算、実績の管理
- ・スケジュールを年間・月間・日次で作成し、その実施状況を管理
- ・テナントからの依頼・クレームや機器の修繕などの手配及びその状況の管理
- ・修繕履歴管理(空調やエレベーターなどの機器台帳の管理)
- ・エネルギー管理(CO₂などのエネルギー情報の管理)
- ・スケジュール、修繕履歴一覧、クレーム一覧等により構成されているレポートを出力



ポートフォリオ 総合分析

- ・[@プロパティ]に登録されている情報をポートフォリオとして集計
- ・リスト集計、ランキング、グラフ化、クロス集計、履歴などさまざまな集計方法を用いた的確な情報を提供



アセット マネジメント※2

- ・ファンド名称、投資スタイル、組入物件情報などの管理
- ・ファンド収益の予算、実績、見通しの管理
- ・物件取得や売却などのイベントを含むシナリオを作成し、シミュレーションを実施
- ・不動産証券化協会私募ファンドガイドラインに準拠した主要報告書を出力
- ・ファンド会計に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、XBRLファイル等を出力

※1 プロパティマネジメントは、不動産の管理を代行する業務を意味し、主な業務は、リーシング業務、契約管理業務、入居テナントの賃料請求・回収業務、テナントからのクレーム対応や営繕対応業務といったものがあります。

※2 アセットマネジメントは、投資家に代わって資産の管理を行い、資産価値を向上させることを意味します。

3 ソリューションサービス

既に「@プロパティ」を導入している顧客、または導入を予定している顧客に対して、クラウドサービスを基盤にした業務効率化支援を実施しながらも、個々の顧客特有のニーズに応じて、顧客の業務上の課題解決を実現するため、「@プロパティ」に関する以下のソリューションサービスを提供しています。

① 初期コンサルティングサービス、データ登録代行、教育・講習会

当社では、サービス導入前に、顧客の業務を把握し、よりスムーズに利用頂くために、初期コンサルティングサービスを提供しております。

また、クラウドサービスを利用する際には、顧客が保有している建物情報・賃貸借契約情報など、各種データを「@プロパティ」に登録する必要があるため、初期データ登録作業を代行し、スムーズな運用の移行ができるよう導入支援サービスを提供しております。

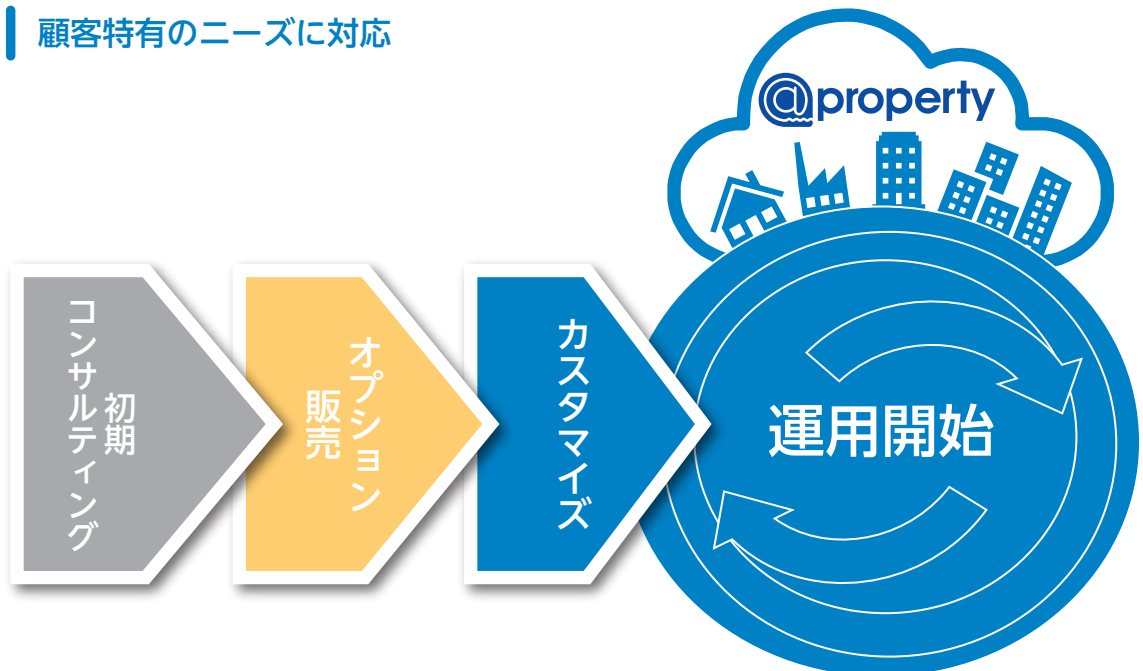
② オプション販売

オプション販売は、業務の効率や精度を高めるために、例えば、銀行から取得した入金データファイルを「@プロパティ」に取り込む機能や顧客の会計システムに連携するためのデータを出力する機能など標準機能にはない機能を追加して提供するサービスです。

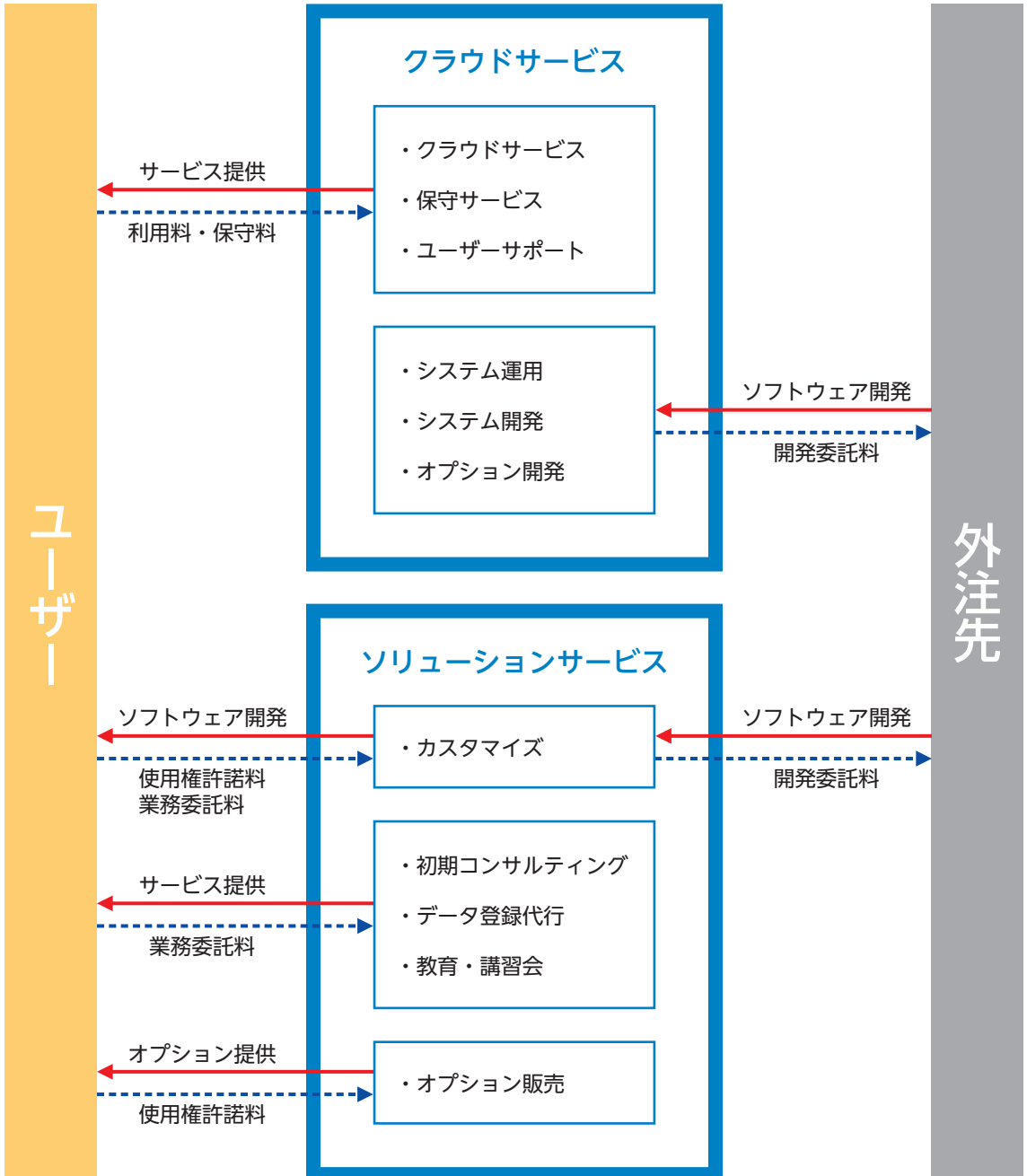
③ カスタマイズ

カスタマイズは標準機能、オプション機能でも十分対応できない、顧客固有のニーズに対応するサービスのため、システム開発受託の形で提供する新規の機能追加や既存社内システムとのデータ連携等を可能にするサービスです。

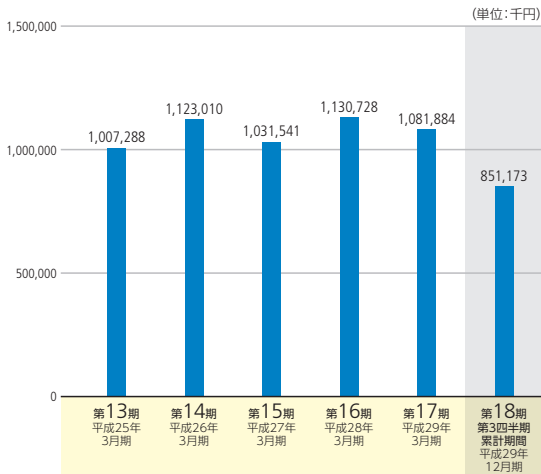
顧客特有のニーズに対応



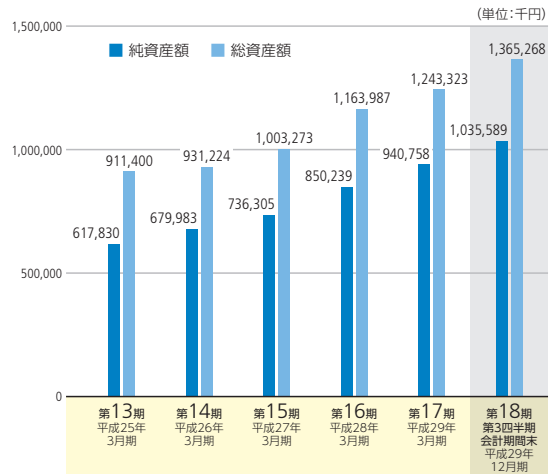
当社



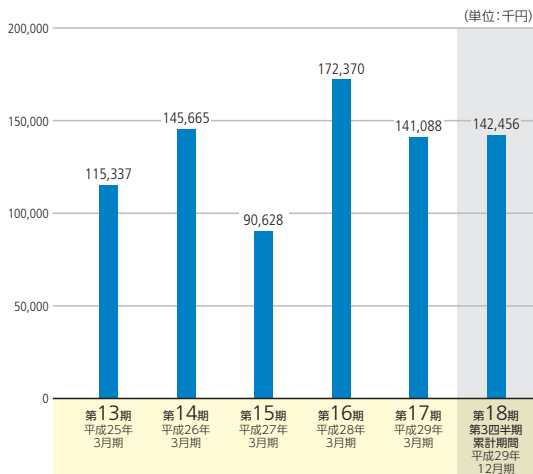
▶ 売上高



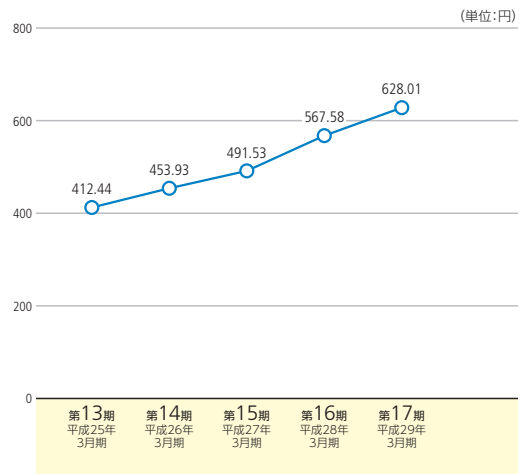
▶ 純資産額／総資産額



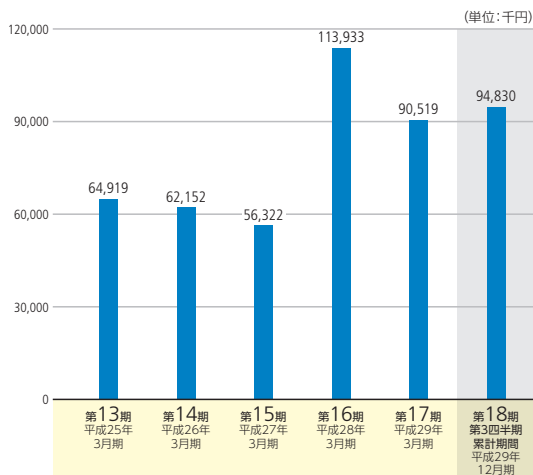
▶ 経常利益



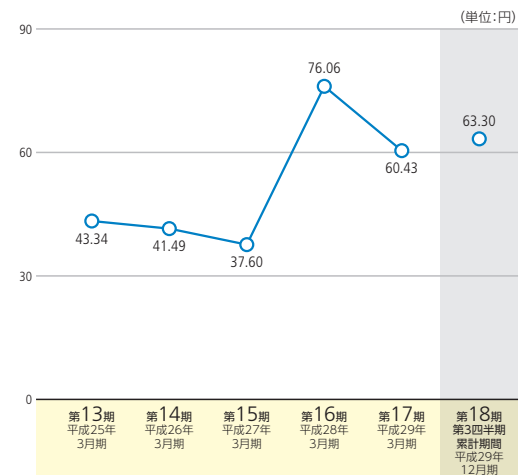
▶ 1株当たり純資産額



▶ 当期(四半期)純利益



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフにおいては、当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して算定した1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	22
5. 従業員の状況	22
第2 事業の状況	23
1. 業績等の概要	23
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
4. 事業等のリスク	27
5. 経営上の重要な契約等	30
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	34
1. 設備投資等の概要	34
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	34
第4 提出会社の状況	35
1. 株式等の状況	35
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	45
4. 株価の推移	45
5. 役員の状況	46
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	48

第5	経理の状況	55
1.	財務諸表等	56
(1)	財務諸表	56
(2)	主な資産及び負債の内容	89
(3)	その他	91
第6	提出会社の株式事務の概要	108
第7	提出会社の参考情報	109
1.	提出会社の親会社等の情報	109
2.	その他の参考情報	109
第四部	株式公開情報	110
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	110
第2	第三者割当等の概況	111
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	111
2.	取得者の概況	111
3.	取得者の株式等の移動状況	111
第3	株主の状況	112
	[監査報告書]	114

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月23日
【会社名】	プロパティデータバンク株式会社
【英訳名】	Property Data Bank, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 板谷 敏正
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目29番6号
【電話番号】	03 (5777) 3468 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部管掌 大田 武
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目29番6号
【電話番号】	03 (5777) 3468 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部管掌 大田 武
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 296,310,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 278,880,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 94,122,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	210,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。

（注）1. 平成30年5月23日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年6月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成30年5月23日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式56,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	210,000	296,310,000	160,356,000
計（総発行株式）	210,000	296,310,000	160,356,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,660円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は348,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年6月19日(火) 至 平成30年6月22日(金)	未定 (注) 4.	平成30年6月26日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年6月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月18日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年6月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、平成30年5月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年6月27日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年6月11日から平成30年6月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止します。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京営業部	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	—	210,000	—

(注) 1. 平成30年6月7日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定です。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月18日)に元引受契約を締結する予定です。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
320,712,000	10,000,000	310,712,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,660円) を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額310,712千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限86,592千円については、当社の提供するサービスである、顧客の保有する不動産・施設の運用管理の支援を目的とした不動産・施設管理のための統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」(注) 1に関連するソフトウェア開発資金に充当する予定です。具体的内容は以下①～④に記載しております。

- ①統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」のシステムにかかるセキュリティ向上を目的とした開発のために要する人件費、外注費の一部資金として257,304千円 (平成31年3月期: 189,114千円、平成32年3月期: 68,190千円)
- ②契約書等の重要書類や竣工図面などの電子データを保管することのできる現行の電子書庫機能を刷新し、蓄積した文書等情報の共有化により、情報の活用を促進させる新電子書庫機能の開発にかかる人件費、外注費の一部資金として70,000千円 (平成31年3月期: 50,000千円、平成32年3月期: 20,000千円)
- ③国際会計基準 (IFRS) を適用する企業は、新リース会計基準であるIFRS第16号「リース」への対応が求められ、旧リース会計基準において貸借対照表に計上されていない借手のリース取引 (不動産賃貸借契約、オフィス機器、車両など) を貸借対照表に計上する必要がありますが、現行当社システムは対応できていないため、こういった企業のニーズに対応した開発にかかる人件費、外注費の一部資金として45,000千円 (平成31年3月期: 25,000千円、平成32年3月期: 20,000千円)
- ④「@プロパティ」に関連する新機能・新サービスとして不動産施設に関連する情報分析クラウドサービス (データサイエンス) 開発にかかる人件費、外注費の一部資金として25,000千円 (平成32年3月期: 25,000千円)

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

- (注) 1. 「@プロパティ」とは、顧客の保有する不動産・施設の運用管理を支援するため、当社が提供するクラウドサービスです。「@プロパティ」は全国各所に分散立地した不動産・施設の運用管理を効率化します。また、現地の管理委託先や支店等の出先機関と、それを統括する本部機関の間で緊密な業務連携を可能とします。業務情報の適時な集約と共有により、「@プロパティ」は不動産・施設等の運用管理を効率化します。「@プロパティ」には、管理対象物件の基本的な情報を管理し、共有するための資産基本情報機能があり、この中には上記②に示した電子書庫機能が含まれております。また、「@プロパティ」の主要な機能の一つとして、プロパティマネジメント機能及びそこに属する賃貸・賃借管理機能があります。これを改修強化することで、上記③に示したIFRS第16号「リース」への対応が可能となります。なお、「@プロパティ」の詳細な内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照下さい。
2. 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	168,000	278,880,000	東京都中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株式会社 98,000株 東京都港区西麻布一丁目2番7号 株式会社ケン・コーポレーション 49,000株 岡山県備前市 高橋 秀樹 21,000株
計(総売出株式)	—	168,000	278,880,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止します。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,660円）で算出した見込額です。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一です。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 6月19日(火) 至 平成30年 6月22日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様です。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年6月18日）に決定する予定です。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定です。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	56,700	94,122,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社 56,700株
計(総売出株式)	—	56,700	94,122,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月23日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式56,700株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,660円）で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一です。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 6月19日(火) 至 平成30年 6月22日(金)	100	未定 (注) 1.	三菱UFJモ ルガン・スタ ンレー証券株 式会社の本店 及び全国各支 店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成30年6月18日）に決定する予定です。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定です。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である板谷敏正及び高橋秀樹（以下「貸株人」という。）より借入れる株式です。これに関連して、当社は、平成30年5月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式56,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しています。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 56,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年7月24日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定です。

2. 割当価格は、平成30年6月18日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定です。

また、主幹事会社は、平成30年6月27日から平成30年7月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である清水建設株式会社及び株式会社ケン・コーポレーション、貸株人である板谷敏正、売出人かつ貸株人である高橋秀樹、当社株主である日本ビューレット・パッケージカード株式会社、日本生命保険相互会社、大田武、武野貞久、プロパティデータバンク従業員持株会、小出理美及び杉原隆、並びに当社新株予約権者である堀之内はる代、牧裕志、遠藤良夫、勝山隆之、青木幸和、山田美成、鷺谷敦子、戸塚まゆこ、阿部峰子、亀尾扶希子、石川陽子、松本文子、谷道理恵、鈴木身奈、本間啓介、水口義隆、高松裕子、小島久仁子、中村佳史及び阿部良平は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である投資事業組合オリックス6号及びSMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月24日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式のうち投資事業組合オリックス6号は70,000株、SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合は63,000株の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年5月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的としてプロパティデータバンク従業員持株会に対し、引受人の買取引受による売出株式のうち15,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	1,007,288	1,123,010	1,031,541	1,130,728	1,081,884
経常利益 (千円)	115,337	145,665	90,628	172,370	141,088
当期純利益 (千円)	64,919	62,152	56,322	113,933	90,519
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
純資産額 (千円)	617,830	679,983	736,305	850,239	940,758
総資産額 (千円)	911,400	931,224	1,003,273	1,163,987	1,243,323
1株当たり純資産額 (円)	288,705.96	317,749.10	344,068.21	567.58	628.01
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	30,336.38	29,043.14	26,319.11	76.06	60.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.8	73.0	73.4	73.0	75.7
自己資本利益率 (%)	11.1	9.6	8.0	14.4	10.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	214,332	277,748	170,501	347,902	203,756
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△237,834	△139,543	△152,196	△183,901	△178,681
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11,174	△5,373	△4,995	△5,664	△4,707
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	151,653	284,483	297,793	456,129	476,497
従業員数 (人)	47	46	49	48	49

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第16期及び第17期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第13期、第14期及び第15期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

8. 当社は、平成30年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 当社は、平成30年4月18日付で、普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第13期、第14期及び第15期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	412.44	453.93	491.53	567.58	628.01
1株当たり当期純利益金額 (円)	43.34	41.49	37.60	76.06	60.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

年月	事項
平成12年10月	清水建設株式会社の社内事業家制度を活用し、東京都港区海岸二丁目においてプロパティデータバンク株式会社を設立。不動産の運用管理に関するASP事業及び情報管理業務、システムインテグレーション業務を開始
平成12年10月	資産基本情報機能をリリース
平成12年12月	データセンター（東京）稼働及び統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」のサービス提供を開始
平成13年3月	プロパティマネジメント機能及びビルマネジメント機能をリリース
平成16年11月	業容拡大に伴い、本社を東京都港区浜松町一丁目に移転
平成18年2月	財団法人日本情報処理開発協会よりISMS認証基準(Ver. 2.0)の認証取得UKAS（英国認定機関）認定スキームのBS7799:PART2:2002認証取得
平成18年8月	第2データセンター（大阪）稼働開始
平成19年3月	ISMS認証基準(Ver. 2.0)のISO化に伴い、JISQ27001：2006の認証取得 BS7799:PART2:2002のISO化に伴いISO/IEC27001：2005の認証取得
平成19年3月	アセットマネジメント機能をリリース
平成20年1月	特定非営利活動法人ASPインダストリ・コンソーシアム・ジャパンよりASP・SaaS・ICTアウトソーシングアワード2007/2008「総合グランプリ」受賞
平成20年4月	業容拡大に伴い、本社を東京都港区浜松町一丁目セントラルビルに移転し本部機能集約
平成21年12月	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科より「2009年度ポーター賞」受賞
平成22年11月	資産評価政策学会「平成22年度業績賞」受賞
平成23年10月	情報化月間推進会議「平成23年度情報化促進貢献情報処理システム表彰」受賞
平成23年11月	固定資産管理機能をリリース
平成25年2月	第3データセンター（福岡）稼働開始
平成28年6月	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の会員向けクラウドサービス「全宅管理業務支援システム」が、当社の全面的サポートのもとで開始
平成30年1月	クラウド事業本部がISO/IEC27017の認証取得
平成30年3月	プロパティマネジメント機能及びビルマネジメント機能を改修

3【事業の内容】

当社は、「知識の集約により顧客の業務に革命を、顧客の資産に価値向上を」をビジョンに掲げ、顧客の保有する不動産・施設の運用管理の支援をすることを目的として、不動産・施設管理のためのソフトウェアを提供しており、そのITツールとして、統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を提供しております。

当社の顧客が管理対象とする不動産・施設は、全国各所に分散立地しております。また、これらの運営管理の巧拙は、現地の管理委託先や支店等の出先機関、そして、それを統括する本部機関の間の緊密な業務連携に負うところが少なくありません。業務情報の適時な集約と共有は、近代的な不動産・施設等の運営管理に欠かせないものとなっております。「@プロパティ」は、このような不動産・施設等の運用管理における業務効率の改善に資するためのサービスです。

従来のITツールは、パッケージソフトと呼ばれる形式でサービス提供され、利用者はサービスを利用するためにハードウェアを購入し、そこにソフトウェアをインストールする必要がありました。一方、クラウドサービスは、インターネット経由でサービスを提供するため、利用者によるサーバーの購入やソフトウェアのインストールは不要です。インターネットを利用できる環境を用意すれば社内・社外、国内・国外問わず、どこからでもサービスを利用することが可能です。

総務省発表の「通信利用動向調査」によると、企業の業務のIT化におけるクラウドサービスの利用は、平成19年の12.6%から平成28年は46.9%と10年間で34.3ポイント上昇しており、当社は、不動産管理業界においても同様の傾向があると考えております。当社は当分野において、クラウド黎明期よりサービスを提供し続けるなかで培った技術・サービス・顧客業務に対する知見を競争力の源泉としております。

当社は、平成12年10月の創業以来、不動産・施設等の運用管理等に特化した統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」の提供を主力事業と位置付け、市場を開拓・拡大して参りました。当社の報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントですが、提供するサービスの内容に応じて、下記の通り(1)クラウドサービス、(2)ソリューションサービスに区分しております。

(1) クラウドサービス

クラウドサービスは「@プロパティ」の提供・保守メンテナンス及びユーザーサポートを主に行っております。顧客からは月額で登録建物データ数に応じた従量課金による月額利用料及び保守サービス料を受領しており、ストック型売上計上のビジネスモデルです。

従来、不動産管理分野のIT化は、顧客自身がシステムを開発、購入することで、業務改善の実現を目指すものでした。

それに対して、当社のサービスは、システム基盤（ソフトウェア及びハードウェア）を、当社が開発・所有し、これをインターネット経由でご利用頂くことで、顧客の業務改善を実現するものです。これにより、顧客は多大なシステム投資や開発リスクを負担することなく、IT化を実施することが可能となります。また、「@プロパティ」は、所謂マルチテナント（※1）方式のクラウドサービスとなっており、「@プロパティ」の全ての機能が同一のプラットフォームに実装されております。そのため、当社にてメンテナンスや機能改善等を実施いたしますので、顧客はサービス利用開始後の保守業務の負荷を軽減する事ができます。当社は、顧客の要望を掴みながら、サービスの向上を目的とした設備投資を実施できるため、利用者の増加、サービスの向上、顧客の満足度を、相乗的に向上させるスパイラルアップ型の事業構造を構築していると考えております。

※1 クラウドサービスにおいて、一つのシステムを複数のユーザーで共有する方式を意味しております。

① 「@プロパティ」の主な機能



主な機能の名称	主な内容
資産基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 資産名称、所在地、所有者等の基本的な情報を管理 物件取得価格、評価額、修繕工事履歴といったデータを蓄積 契約書等の重要書類や竣工図面、工事見積書などの技術情報を電子書庫として保管
プロパティマネジメント (※1)	<p>業績管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 物件収支の予算、実績の管理 物件収支の見通しの管理 物件概要、賃貸借契約一覧、入金一覧、出金一覧、工事一覧等により構成されているレポートを出力 <p>債権債務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> テナントへの請求及び入金情報の管理 業者への支払情報の管理 <p>賃貸・賃借管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸契約情報の管理 賃借契約情報の管理 <p>工事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施状況の管理 中長期工事の実施時期の管理 <p>受託・委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務受託契約の管理 業務委託契約の管理
ビルマネジメント	<p>進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> スケジュールを年間・月間・日次で作成し、その実施状況を管理 ビルマネジメント業務に関する収益の予算、実績の管理 スケジュール、修繕履歴一覧、クレーム一覧等により構成されているレポートを出力 <p>作業手配</p> <ul style="list-style-type: none"> テナントからの依頼・クレームや機器の修繕などの手配及びその状況の管理 <p>修繕履歴管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調やエレベーターなどの機器台帳の管理 機器の修繕履歴の管理 <p>エネルギー管理</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2などのエネルギー情報の管理 <p>クレーム管理</p> <ul style="list-style-type: none"> テナントからの依頼・クレーム情報の管理

ポートフォリオ総合分析	<ul style="list-style-type: none"> ・「@プロパティ」に登録されている情報をポートフォリオとして集計 ・リスト集計、ランキング、グラフ化、クロス集計、履歴などさまざまな集計方法を用いて的確な情報を提供 ・ドリルダウン機能により、ポートフォリオ表示から詳細データに直接リンク
アセットマネジメント (※2)	ファンド運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド名称、投資スタイル、組入物件情報などを管理
	経営分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンド収益の予算、実績の管理 ・ファンド収益の見通しの管理
	シミュレーション <ul style="list-style-type: none"> ・物件取得や売却などのイベントを含むシナリオを作成し、シミュレーションを実施
	開示資料作成 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産証券化協会私募ファンドガイドラインに準拠した主要報告書を出力 ・ファンド会計に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、XBRLファイル等を出力

※1 プロパティマネジメントは、不動産の管理を代行する業務を意味し、主な業務は、リーシング業務、契約管理業務、入居テナントの賃料請求・回収業務、テナントからのクレーム対応や営繕対応業務といったものがあります。

※2 アセットマネジメントは、投資家に代わって資産の管理を行い、資産価値を向上させることを意味します。

②「@プロパティ」の顧客の利用目的や業務範囲等に応じた機能の組み合わせによる提供

当社の主な顧客は、不動産投資ファンド等のアセットマネジメント事業者、資産の管理を担う不動産管理会社等のプロパティマネジメント事業者、ビルメンテナンス会社等のファシリティマネジメント事業者、不動産オーナー企業や事業を営むにあたり不動産を利用する自動車会社等のメーカー、インフラ企業等の一般事業会社及び国や地方自治体等の公共事業者であります。当社は「@プロパティ」の機能を顧客の利用目的や業務範囲等に応じて組み合わせることで、不動産・施設等の運営・管理に関わる様々な分野・企業のニーズに対応しております。

業務範囲（主な顧客）	主な使用目的	業務範囲に応じた機能の主な組み合わせ（エディション（※1））
アセットマネジメント事業者	<p>「@プロパティ」に蓄積している情報を確認・分析し、投資家への開示資料を作成するため、また不動産の価値向上のために使用いたします。</p> <p>不動産に関わる情報は、一般にプロパティマネジメント事業者が作成いたしますが、物件毎に業者が異なることにより、収集する情報の項目や粒度が異なるケースが多々あります。「@プロパティ」を使用することによりそれらの問題が解決し、より正確な情報および分析結果を投資家に提供することが可能です。</p>	<p>AMエディション</p> <p>不動産ファンド（SPC）組成から、物件の取得/売却、運用実績・収支・出資・分配などファンド運用管理まで、アセットマネジメント業務を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産基本情報 ・プロパティマネジメント ・ポートフォリオ総合分析 ・アセットマネジメント
プロパティマネジメント事業者	<p>アセットマネジメント会社に物件の収支情報等を報告するためのレポートを出力するために利用いたします。</p> <p>賃貸借契約、請求入金、予算・実績管理といった日々の業務で入力した情報を基に、自動で作成されるため、業務が効率的になります。</p>	<p>PMエディション</p> <p>オフィス/住宅、自社所有/管理受託など物件に対応した機能を提供し、マンスリーレポートを始め、プロパティマネジメント業務を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産基本情報 ・プロパティマネジメント ・ポートフォリオ総合分析
ファシリティマネジメント（※2）事業者	<p>施設情報の一元管理およびコストの適正化のために利用いたします。</p> <p>管理施設の法定点検・日次点検情報、テナント等からの依頼・クレーム情報、施設の機器情報を「@プロパティ」に登録することで、過去の類似情報を閲覧、または他施設の類似情報を閲覧することができます。それにより、作業漏れやコストの妥当性等を確認することができます。</p>	<p>FMエディション</p> <p>土地・建物・設備など業務用の施設を、経営面・管理面・実務面からプロパティマネジメント業務を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産基本情報 ・ビルマネジメント ・ポートフォリオ総合分析
一般事業会社	<p>自社で保有する事業用不動産管理や投資用不動産管理に使用いたします。</p> <p>国内外に散在する不動産・資産のサマリー情報・価値・リスク・収支・活用状況などの実態を可視化することにより、資産情報の共有化と資産管理の適正化を図ることができます。</p>	<p>CREエディション</p> <p>企業価値向上の観点から、オフィス・工場・店舗などの事業用不動産やテナントビルなどの投資用不動産、厚生施設など施設の有効活用を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産基本情報 ・プロパティマネジメント ・ビルマネジメント ・ポートフォリオ総合分析
公共事業者	<p>使用目的・効果は、ファシリティマネジメントと同様ですが、公共施設の場合は、より中長期の観点で施設の維持・保全のために使用いたします。</p>	<p>PREエディション</p> <p>国・地方自治体やPFI（※3）事業等、長期におよぶ公共資産の管理・運営を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産基本情報 ・ビルマネジメント ・ポートフォリオ総合分析

※1 エディションは、主な利用者ごとに顧客の利便性の観点から当社が推奨する機能の組合せたものの名称です。

※2 ファシリティマネジメントは、業務用不動産の資源（建物・設備・環境）を最大限に有効活用するために、経営戦略的視点から管理を行う業務を意味します。

※3 PFIは、公共施設等を民間の経営能力・技術力を活用し、維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

③「@プロパティ」の導入効果、メリット

当社は、顧客に対し、主に以下の導入効果およびメリットを提供するため、クラウドサービス「@プロパティ」を提供しております。

a. 不動産マネジメントに関する業務の省力化及び効率化

不動産管理業務で一般的に課題となる、複数のシステムを利用していることによる入力業務の重複感やシステム間の連携の難しさ等は、「@プロパティ」を利用することにより解消が可能となります。

「@プロパティ」が不動産管理業務の機能を網羅しているため、一つの機能で入力した情報がその後続く業務に関連する機能に自動的に連携することができます。（例：賃貸契約管理業務→請求書発行業務→入金管理業務→予実管理業務）これにより、入力の重複感やシステム連携の煩わしさを軽減することが可能となり業務の省力化及び効率化に繋がります。

b. 国内外全ての不動産情報の一元化

「@プロパティ」で管理している情報は、インターネットさえ利用できる環境があれば国内外で確認することができます。また、ポートフォリオ総合分析機能を利用することにより単一の不動産情報に限らず、複数の不動産情報をまとめて確認・比較・分析することができます。

c. オーナーと管理会社等の関係者の情報共有化

顧客の当社間の業務連携や、オーナーと管理会社等の外部委託者との業務連携にあたり、「@プロパティ」導入前は一般的にExcelファイル、PDFファイル、あるいは紙に印刷した情報をメール、郵送、手渡し等で共有する必要がありますが、「@プロパティ」を利用することで、同じ情報をリアルタイムに共有することができます。

d. 内部統制の強化支援

「@プロパティ」は、参照権限、登録権限、承認権限を設定することができます。それにより管理する情報に対し、登録者、承認者を明確にすることができるため、権限を与えられていないユーザーによる登録・承認を防止することができます。また、いつ、誰が登録・承認したかを確認することができるため、内部統制機能を強化することが可能です。

e. コストの削減

クラウドの特徴として、自社システム開発、パッケージソフト導入に比べてインフラコスト・開発コスト等の初期費用の削減及び運用開始後の保守・監視等のシステム維持費を削減することができます。

f. バージョンアップ対応

法改正・税制改正、ブラウザのバージョンアップ等、環境等の変化に合わせて、「@プロパティ」もバージョンアップしますので、顧客はその都度カスタマイズする必要がなくなり、常に最新の状態で利用することができます。

g. セキュリティ対策と危機管理

当社は、「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（※1）の認定を取得しており、また、「@プロパティ」に関するサーバーを設置しているデータセンターは国内3拠点で同時稼働させております。このことにより、顧客は止まらないシステムとして安定的に「@プロパティ」を利用することができます。

※1 「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」は、特定非営利活動法人ASP・SaaS・IoT クラウド コンソーシアムが、クラウドサービスの利用を考えている企業や地方公共団体などが、事業者やサービスを比較、評価、選択する際に必要な「安全・信頼性に係る情報を適切に開示し、かつ一定の要件を満たすASP・SaaSサービス」を認定するものです。

(2) ソリューションサービス

既に「@プロパティ」を導入している顧客、または導入を予定している顧客に対して、クラウドサービスを基盤にした業務効率化支援を実施しながらも、個々の顧客特有のニーズに応じて、顧客の業務上の課題解決を実現するため、「@プロパティ」に関する以下のソリューションサービスを提供しています。

① 初期コンサルティングサービス、データ登録代行、教育・講習会

当社では、サービス導入前に、顧客の業務を把握し、よりスムーズに利用頂くために、初期コンサルティングサービスを提供しております。

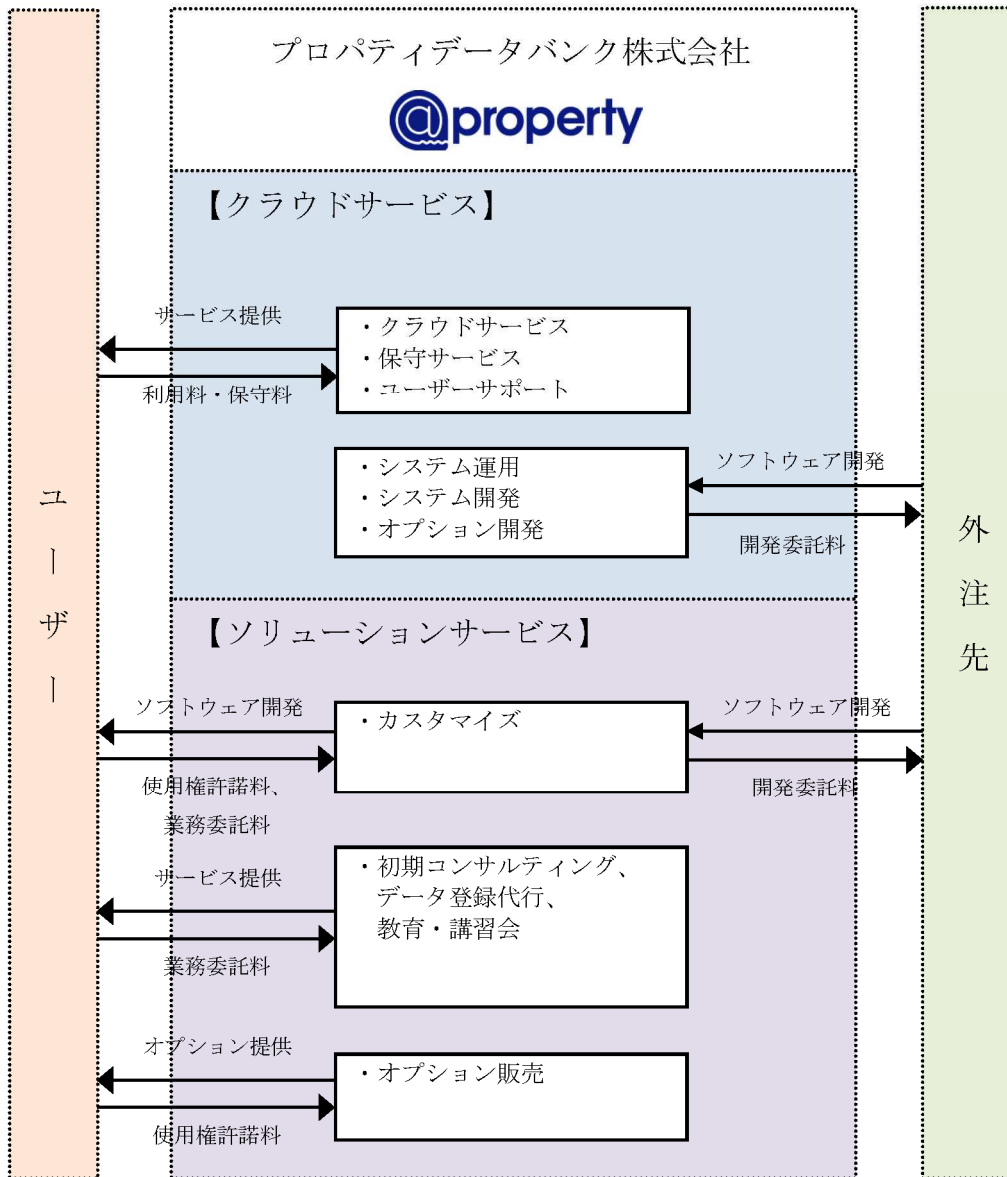
また、クラウドサービスを利用する際には、顧客が保有している建物情報・賃貸借契約情報など、各種データを「@プロパティ」に登録する必要があるため、初期データ登録作業を代行し、スムーズな運用の移行ができるよう導入支援サービスを提供しております。

② オプション販売

オプション販売は、業務の効率や精度を高めるために、例えば、銀行から取得した入金データファイルを「@プロパティ」に取り込む機能や顧客の会計システムに連携するためのデータを出力する機能など標準機能にはない機能を追加して提供するサービスです。

③ カスタマイズ

カスタマイズは標準機能、オプション機能でも十分対応できない、顧客固有のニーズに対応するサービスのため、システム開発受託の形で提供する新規の機能追加や既存社内システムとのデータ連携等を可能にするサービスです。



4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 清水建設株式会社 (注)	東京都中央区	74,365	建築・土木等建 設工事の請負 (総合建設業)	被所有 37.9	当社クラウドサービスの提 供 役職員の兼任1人

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年4月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
53	40.9	5.9	7,140,404

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第17期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

総務省発表の「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は平成26年：38.7%、平成27年：44.6%、平成28年：46.9%と年々上昇傾向にあり、クラウドサービスへの認知度も上昇傾向にあるといわれております。当該調査結果から、当社は不動産管理業界においても同様の傾向と考えております。

また、三鬼商事株式会社がまとめた東京都心5区（千代田、中央、港、新宿、渋谷）におけるオフィスの空室率は、平成29年3月時点で3.60%となり、平成28年4月時点で4.23%から0.63ポイント減少しております。当該調査結果から、当社は国内不動産を取り巻く状況は堅調に推移しており、この傾向は今後も継続するものと考えております。

このような環境下、当期においては、賃貸業務における契約管理と家賃請求等、煩雑で手間を要する顧客業務の問題点を理解し、その解決方法を具体的に示す提案型営業等を推進いたしました。また、プロモーション活動としては、当社が重点注力分野と位置付けるビルメンテナンス分野の顧客獲得のため、ビルメンテナンス会社やビル経営・管理運営に関連する事業者に向けた専門展「ビルメンテナンスフェア TOKYO 2016（※1）」、次世代のビル開発やビル管理をテーマとした専門展「スマートビルディングEXPO（※2）」、ファシリティマネジメント思考で社会・経営の課題を解決することをテーマとした専門展「ファシリティマネジメントフォーラム2017（※3）」に出展しました。

しかしながら、見込んでいた案件の一部は獲得に及ばず、売上高は1,081,884千円（前年同期比 48,843千円減、4.3%減）、営業利益は141,627千円（同 31,654千円減、18.3%減）、経常利益は141,088千円（同 31,281千円減、18.1%減）、当期純利益は90,519千円（同 23,413千円減、20.6%減）と減収減益となりました。

なお、当社の報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

（クラウドサービス）

クラウドサービスの売上高は858,874千円（前年同期比 28,154千円増、3.4%増）となりました。見込み顧客のシステム更新時期を把握し、それに合わせた営業を実施することで新規顧客獲得を図るとともに、「@プロパティ」の機能強化に努めた結果、前期に比べ増収となりました。

（ソリューションサービス）

ソリューションサービスの売上高は223,010千円（前年同期比 76,998千円減、25.7%減）となりました。当期においては、当社が重点注力分野と位置付けるビルメンテナンス分野の案件獲得に注力して参りましたが、一部獲得に至らず、前期に比べ減収となりました。

- ※1 公益社団法人東京ビルメンテナンス協会、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が主催するビルメンテナンス会社をはじめ、ビル経営・管理運営に関連する事業者に向けた専門展。今回は、「世界ビルメンテナンス大会（主催：世界ビルサービス連盟）」の「トレードショー」として位置付けられており、欧米、アジア、中南米など、日本以外の諸外国の事業者も参加。
- ※2 リード エグジビション ジャパン株式会社が主催する次世代ビル開発やビル管理、資産運用の効率化をテーマとした専門展。
- ※3 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会が主催するファシリティマネジメント思考で社会・経営の課題を解決することをテーマとした専門展。

第18期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

総務省発表の「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は平成26年：38.7%、平成27年：44.6%、平成28年：46.9%と年々上昇傾向にあります。平成29年の調査結果はまだ発表されていないものの、当社はこれまでの当該調査結果の傾向から、平成29年も引き続きクラウドサービスを利用している企業の割合は増加し、不動産管理業界においても同様の傾向と考えております。

また、三鬼商事株式会社がまとめた東京都心5区（千代田、中央、港、新宿、渋谷）におけるオフィスの空室率は、平成29年12月時点で3.12%となり、平成29年4月時点の3.39%から0.27ポイント減少しております。当該調査結果から、当社は国内不動産を取り巻く状況は堅調に推移しており、この傾向は今後も継続するものと考えております。

当第3四半期累計期間においては、前期に引き続き提案型営業を推進した結果、売上高は851,173千円、営業利益は144,355千円、経常利益は142,456千円、四半期純利益は94,830千円となりました。

なお、当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開する単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(クラウドサービス)

前期と同様、見込み顧客のシステム更新時期を把握し、それに合わせた営業を実施することで新規顧客獲得を図るとともに、「@プロパティ」の機能強化に努めた結果、クラウドサービスの売上高は699,330千円となりました。

(ソリューションサービス)

当期においては、前期に受注したビルメンテナンス会社等の売上高を確実に計上するためのプロジェクトマネジメントに注力した結果、ソリューションサービスの売上高は151,843千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当期のキャッシュ・フローの状況については、前事業年度末に比べ営業活動により203,756千円の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）が増加しました。また、前事業年度末に比べ投資活動により178,681千円の資金が減少し、財務活動により4,707千円の資金が減少しました。

この結果、当期末における資金の残高は、前事業年度末に比べ20,368千円増加し476,497千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益141,088千円及び減価償却費139,570千円などにより前事業年度末に比べ203,756千円増加しました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出161,622千円などにより前事業年度末に比べ178,681千円減少しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出により前事業年度末に比べ4,707千円減少しました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、サービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、サービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第17期事業年度及び第18期第3四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開する単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービス別	第17期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第18期第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
クラウドサービス	858,874	103.4	699,330
ソリューションサービス	223,010	74.3	151,843
合計	1,081,884	95.7	851,173

(注) 1. 主要な販売先については、いずれも100分の10未満であるため、記載を省略しております

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、以下のミッション・ビジョンを経営の基本方針の柱として事業活動を行っております。

◇ ミッション 「新しい知識社会の創造」

当社は、単なるデータの処理・管理といったビジネスの領域を超え、当社サービスを知識社会における最も優れたサービスとして進化させます。また、多くのお客様にご利用いただくことにより、新しい知識社会創造の担い手になることが当社の使命と考えます。

◇ ビジョン 「知識の集約により顧客の業務に革命を、顧客の資産に価値向上を」

当社の提供価値は、お客様の業務を限りなく深化させ、飛躍的に効率化することにより、お客様の業務に革命をもたらすことです。そして、そのことを通じてお客様が運用・管理している資産の価値向上に貢献することです。そのために当社は、卓越した知識の集約・マネジメント方法をお客様に提供します。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

ミッション・ビジョンに基づいた以下の3項目を中長期的な経営方針としております。

経営方針

I. 不動産からあらゆる資産に～ターゲット市場の拡大と提供機能の深化を目指す

創業以来、当社は投資用不動産マーケットを主なビジネスドメインと捉え、管理業務支援などの価値提供に努めてきました。今後は企業や公共の不動産分野、事業用施設・固定資産分野、都市基盤・インフラ分野へビジネスドメインを拡大していきます。この活動を通じて、「新たな顧客を創造」していきます。

II. 挑戦し、自らを変革する中長期志向の経営

めざましい進歩を遂げる情報技術の潮流の中で長期的に存続し、成長するためには自らの技術や事業を研鑽し、変革していく必要があります。当社のクラウドサービス、それを支える社内体制を絶えず新たな次元へ進めるべく挑戦します。このような挑戦的な経営基盤を作るため、中長期志向の人材育成やパートナー企業との連携強化に取り組みます。

III. 斬新かつ卓越したクラウドサービスの創造

当社は、国内でのパイオニア(先駆者)として画期的なクラウドサービスを提供してきました。顧客業務の深い理解から、これを飛躍的に効率化するさまざまな工夫を積み重ねてきました。最先端の情報技術

を応用し、「究極の業務効率化」や「効果的な知識の集約」を実現する、斬新かつ卓越したクラウドサービスの創造に挑みます。

(3) 経営環境

当社が事業を展開している国内パブリッククラウドサービス市場は、平成29年において前年比29.8%増の5,016億円となりました（出典：IDC Japanプレスリリース「国内パブリッククラウドサービス市場予測を発表」（2018年4月2日））。

また、金融情勢や不動産市況の変化などに注意を払う必要がありますが、オフィス賃貸市場に代表される不動産賃貸市場及びJ-REIT市場も比較的堅調に推移しております。

このような状況を踏まえ、不動産管理業務効率化を支援するクラウドサービスの提供を事業とする当社の経営環境は引き続き良好であると判断しております。

(4) 経営戦略

当社は、収益基盤であるクラウドサービスを拡大するため新たな分野に果敢に挑戦してまいります。

従来より取り組んでいる不動産オーナー・REIT・ファンド分野、不動産管理分野、一般事業会社（CRE）分野に対し、分野別に効果的な営業活動を実施し更なる市場シェアの拡大を図ります。また、ビルメンテナンス分野を重点注力分野とし（ビルメンテナンス会社向けサービス「ビルメンテナンス・エディション」の提供を開始予定）、業績拡大の柱とします。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

①案件獲得力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状および問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業員の力量の例として、不動産オーナー・REIT・ファンド分野における、最新の不動産投資業務への精通、一般事業会社（CRE）分野における、多様化する企業不動産戦略への理解、ビルメンテナンス分野における、労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業員が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業員を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に売上高として計上するための執行力が必要と考えております。ソリューション案件に係る現人材で最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生していませんが、「a. 営業力の強化」に記載している案件が増加しているため、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

②「@プロパティ」の競争力の維持・向上

当社は、「@プロパティ」の競争力の維持・向上のため、ビルメンテナンス分野を重点注力分野と位置付け、同分野における業界標準システムとしての地位を確立したいと考えております。そのため、費用対効果を見極めながらプロモーション活動の実施、また顧客ニーズを捉えた新機能のリリース及びバージョンアップの実施に努めてまいります。

③ガバナンス体制の維持・向上

当社は、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、事業継続委員会活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠です。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業をさらに拡大できる組織体制の強化に取り組みます。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1)事業内容に関するリスク

① クラウド市場の動向について

当社が事業を展開している国内パブリッククラウドサービス市場は、拡大基調にあり、今後もこの成長傾向は継続するものと見込んでおり、国内パブリッククラウドサービス市場を基盤とした事業を引き続き展開する計画であります。

しかしながら、今後、経済情勢や景気動向により国内パブリッククラウドサービス市場の成長が鈍化し、IT投資の動向が減退するような場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 単一事業であることへのリスク

当社の事業は、資産・施設・不動産に関する業務を一元的に管理する統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を提供する単一の事業です。「@プロパティ」の改善・進化に全経営資源を集中することにより資産・施設・不動産管理業務の習熟、ソフトウェアの更新を可能にし、“進化するサービス”の提供を実現しています。

しかしながら単一の事業であるため、事業環境の変化、競争の激化等により、「@プロパティ」の成長に何らかの問題が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合他社の動向

当社よりも資金力、ブランド力を有する企業の参入や全く新しいコンセプト及び技術を活用したシステムを開発した企業が出現した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権

当社は商標権等の知的財産権及び当社に付与されたライセンスの保護を図っております。しかしながら、当社が使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張された場合、当該主張に対する対応や紛争の解決のための費用などの損害が発生する可能性があります。前記のような理由で、将来当社の特定コンテンツやサービスの提供または特定の技術の利用に制限が課せられた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報管理と情報漏洩

当社は顧客情報、業務上知り得た個人情報や役員及び従業員の個人情報等その重要性について全社を挙げて十分に認識し、情報セキュリティマネジメント活動（ISO27001 認証取得）を推進するとともに情報資産の保護とセキュリティレベルの維持向上を図っております。更に、当社のホームページにて個人情報保護方針を公開し、教育、研修を通じて個人情報管理の基盤を強固にしております。しかしながら、情報の収集や管理の過程等において不測の事態により顧客情報の漏洩等が発生した場合、当社への損害賠償請求が発生する可能性があります。当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム障害

当社は、信頼性を備えた機器の多重化や東京・大阪・福岡のデータセンターの三拠点化によりシステム障害への対策を実施したシステム基盤を整えております。しかしながら、システム障害が発生した場合、一時的なサービスの提供の停止などの事態も想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ インターネットの通信インフラ環境

当社サービスの「@プロパティ」はクラウドの特性上、インターネットを經由し提供されており、通信インフラ環境に依存しております。安定的なサービス提供のために社内体制整備、サーバー設備強化等を行っておりますが、通信インフラ環境にトラブルが発生し通信速度の低下や通信不能となった場合、当社の事業に制約が生じることとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 技術革新への対応について

インターネット関連分野は、新技術の開発が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。このため、技術革新に対する対応が遅れた場合、当社の競争力が低下し、結果として当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 事故や自然災害によるリスク

当社では、「@プロパティ」の顧客データを東京・大阪・福岡の三つのデータセンターに置き、サービスとデータの相互バックアップを行うことにより事故や自然災害時にもサービスを継続する体制を構築しております。しかしながら、三つのデータセンターが同時に機能停止した場合、事業活動の継続に支障をきたす可能性があります。また、当社の事業所は東京の一箇所であり、首都圏で地震や津波等の自然災害や事故、火災、テロが発生し、損害を被った場合、事業活動の継続に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 顧客ニーズに応じたサービスの提供

当社サービスはクラウドサービスの強みを生かし、顧客のニーズを常に捕捉し機能の改善・進化を図っております。しかしながら、顧客の期待どおりのサービスの改善・進化が行われなかった場合、売上高が減少し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ システム開発プロジェクトの管理

当社のシステム開発プロジェクトは想定される工数をもとに見積りを作成し管理をしておりますが、見積りの誤りや作業の遅れ等により超過コストが発生し、プロジェクトの採算悪化や検収遅延等により売上計上や代金回収の遅れが発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 売上計上時期の期ずれについて

当社のソリューションサービスにおいては、受注したプロジェクトの規模や内容が予想と乖離し、納品時期が変更となり、その結果売上計上が翌四半期あるいは翌事業年度に期ずれする場合があります。期ずれした金額の大きさによっては各四半期あるいは事業年度における当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 経営成績の変動について

当社のソリューションサービスにおいては、受注先の新年度（4月）からのシステム運用開始の傾向から、他の四半期に比べ売上高が第4四半期会計期間に偏重する傾向があります。そのため、何らかの理由で検収の遅延が発生した場合、売上高が翌期の計上となる可能性があります、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第17期事業年度及び第18期事業年度における四半期別の売上高及び営業利益の構成は、次のとおりであります。

	第17期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)				
	第1四半期 会計期間 (4-6月)	第2四半期 会計期間 (7-9月)	第3四半期 会計期間 (10-12月)	第4四半期 会計期間 (1-3月)	通期
売上高 (千円)	223,931	240,937	282,100	334,914	1,081,884
営業利益 (千円)	7,881	24,348	38,949	70,447	141,627

	第18期事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)				
	第1四半期 会計期間 (4-6月)	第2四半期 会計期間 (7-9月)	第3四半期 会計期間 (10-12月)	第4四半期 会計期間 (1-3月)	通期
売上高(千円)	253,245	301,662	296,266	388,719	1,239,893
営業利益(千円)	26,024	71,924	46,407	92,503	236,859

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期の各四半期会計期間の数値は新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けておりません。また、第18期通期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり監査報告書を受領しておりません。

⑭ 法的規制について

当社主要事業が属するクラウドサービス分野では、総務省より「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」が公表され、「ASP・SaaS安全・信頼性に関する情報開示認定制度」が創設されております。当社は、情報セキュリティ対策ガイドラインによる情報セキュリティの確保に努めたことにより平成20年に同制度の認定を取得しました。また、「データセンターの安全性・信頼性に係る情報開示指針」に準拠した情報開示に基づきデータセンターを選定しております。しかし、クラウドサービス分野やインターネットを規制対象とする法令等の改正があった場合、事業が規制され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業体制について

① 特定人物への依存

当社代表取締役社長である板谷敏正並びに取締役副社長である高橋秀樹は、当社の創設者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業方針の決定をはじめ、当社の事業推進において重要な役割を果たしております。

当社は、板谷敏正並びに高橋秀樹に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役会や経営会議等において役員及び従業員への権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により板谷敏正並びに高橋秀樹が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定の外注先に依存していることについて

当社は、当社サービス「@プロパティ」の機能強化や顧客カスタマイズ等のシステム開発を外部に委託しています。このうち最大の委託先である株式会社パラダイム・システムズにつきましては、平成29年3月期において、当社の外部委託（製造原価及びソフトウェア開発における外注加工費）全体の約90%を占め、同社に大きく依存しております。当社としましては、同社との資本的関係の強化により、社内スタッフによる開発ノウハウの蓄積・継承及び標準性を確保した開発の推進を実現すべく検討を行っています。併せて徐々に新たなベンダーへの委託割合を高め、委託先の複数化も図っております。

しかしながら、現在は同社への依存率は高く、価格高騰、著しい質の低下、何らかの事情による取引停止等によりシステム開発が不可能となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

当社は、平成30年4月30日現在、取締役7名（うち監査等委員3名）、従業員53名と小規模組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構成しております。当社は、今後の業容拡大及び事業内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他経営に関する事項

① 新株予約権等の付与による株式価値の希薄化について

当社は、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役員及び従業員の就業意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を発行しております。当社は、前記目的のもと、今後も役員及び従業員に対して新株予約権の付与を行うことを検討しております。これらの新株予約権が行使され

た場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は34,300株あり、発行済株式総数の2.0%に相当しております。

② 配当に関する政策

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。当社は現在、成長過程にあると考えており、そのため内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業の拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。このことから当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 主要株主である清水建設株式会社との関係について

① 清水建設グループ内の位置付け

清水建設株式会社は、本書提出日現在、当社発行済株式の33.9%を保有しており、当社のその他の関係会社に該当いたします。

当社は清水建設株式会社の持分法適用関連会社であり、清水建設株式会社を構成するグループ（以下、「清水建設グループ」という。）においてサービス関連事業と位置付けられております。なお、清水建設株式会社は、当社と同様の事業は行っておりません。

② 清水建設株式会社との取引関係

平成30年3月期における清水建設株式会社との取引の内容は以下のとおりです。

営業取引の状況

清水建設株式会社に対する売上高の割合は0.8%であります。同社の子会社等を含めた清水建設グループに対する売上高の割合は1.7%であります。この他に、清水建設グループの会社から事務用品の購入等の取引がありますが、販売費および一般管理費に対する割合は僅少であります。

これらの取引条件については、一般ユーザーと同様の条件となっております。

③ 役員の兼務関係

当社は、清水建設株式会社より、本書提出日現在、監査等委員である取締役1名を招聘しております。同氏は、当社事業に関する知見を有し、経営全般に優れた見識を兼ね備えているものと当社は判断しており、経営に関する助言を得ることを目的として、当社が招聘したものであります。

(注) 1. 社外取締役（監査等委員）松岡功一氏は、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会終結をもって退任する予定でございます。

2. 当社は、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会の選任議案として、平成30年5月23日開催の取締役会において、越沼孝夫氏を社外取締役（監査等委員）候補者とする決議を行いました。社外取締役（監査等委員）候補越沼孝夫氏の略歴は以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員) (候補者)	—	越沼 孝夫	昭和38年 2月4日生	昭和61年4月 清水建設株式会社入社 平成22年6月 同社東北支店経理部長 平成26年4月 同社土木事業本部経理部長 平成28年1月 同社土木総本部経理部長 平成29年6月 同社関連事業部長（現任）	—	—

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第17期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第18期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第17期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

① 資産の部

当事業年度末における流動資産は657,257千円（前期末比 30,301千円の増加）となりました。これは主に繰延税金資産が4,556千円減少した一方、現金及び預金が20,368千円、売掛金が15,397千円増加したことによるものです。

当事業年度末における固定資産は586,066千円（前期末比 49,035千円の増加）となりました。これは主にソフトウェアが30,455千円、保険積立金が13,468千円増加したことによるものです。

この結果、資産合計は1,243,323千円（前期末比 79,336千円の増加）となりました。

② 負債の部

当事業年度末における流動負債は155,385千円（前期末比 33,849千円の減少）となりました。これは主に前受金が10,345千円増加する一方、未払法人税等が42,958千円減少したことによるものです。

当事業年度末における固定負債は147,179千円（前期末比 22,666千円の増加）となりました。これは退職給付引当金が12,045千円、リース債務が7,003千円、役員退職慰労引当金が3,617千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は302,564千円（前期末比 11,183千円の減少）となりました。

③ 純資産の部

当事業年度末における純資産合計は940,758千円（前期末比 90,519千円の増加）となりました。これは利益剰余金が増加したことによるものです。

第18期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

① 資産の部

当第3四半期会計期間末における流動資産は773,633千円（前期末比 116,376千円の増加）となりました。これは主に現金及び預金が125,453千円、仕掛品が35,633千円増加する一方、売掛金が40,455千円減少したことによるものです。

当第3四半期会計期間末における固定資産は591,634千円（前期末比 5,568千円の増加）となりました。これは主にソフトウェアが15,571千円増加する一方、保険積立金が5,743千円、リース資産が2,358千円減少したことによるものです。

この結果、資産合計は、1,365,268千円（前期末比 121,945千円の増加）となりました。

② 負債の部

当第3四半期会計期間末における流動負債は185,821千円（前期末比 30,436千円の増加）となりました。これは主に前受金が16,814千円、未払法人税等が13,255千円増加したことによるものです。

当第3四半期会計期間末における固定負債は143,857千円（前期末比 3,321千円の減少）となりました。これは退職給付引当金が3,892千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は329,679千円（前期末比 27,114千円の増加）となりました。

③ 純資産の部

当第3四半期会計期間末における純資産合計は1,035,589千円（前期末比 94,830千円の増加）となりました。これは利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第17期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

① 売上高

当事業年度の売上高は、1,081,884千円(前年同期比 48,843千円の減少)となりました。鉄道会社やビルメンテナンス会社などを中心にクラウドサービスの利用が拡大したものの、ソリューションサービスの案件の獲得に至らず、減収となりました。

② 売上原価

当事業年度における売上原価は、504,341千円(前年同期比 11,400千円の減少)となりました。これは主に過年度に投資した大型のソフトウェア開発の償却が終了し、減価償却費が減少したことによるものです。

③ 売上総利益

当事業年度における売上総利益は、577,542千円(前年同期比 37,443千円の減少)となりました。これは主にソリューションサービスの売上高の減収に伴うものです。

④ 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、435,915千円(前年同期比 5,788千円の減少)となりました。この結果、営業利益は、141,627千円(前年同期比 31,654千円の減少)となりました。

⑤ 営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益が982千円（前年同期比 84千円の増加）、営業外費用が1,521千円（前年同期比 288千円の減少）となりました。営業外収益は受取配当金の増加、営業外費用は保険解約損の減少によるものです。この結果、経常利益は141,088千円(前年同期比 31,281千円の減少)となりました。

⑥ 当期純利益

当事業年度において特別利益、特別損失は発生しておりません。法人税等合計が50,569千円（前年同期比 7,867千円の減少）となり、この結果、当期純利益は90,519千円（前年同期比 23,413千円の減少）となりました。

第18期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

① 売上高

当第3四半期累計期間の売上高は、851,173千円となりました。前年度からの利用料の積上げ、新規顧客の獲得に加え、既存顧客の利用が拡大したことによりクラウドサービスの利用が拡大したことに加え、ソリューションサービスにおいても業界標準システムとなりつつあるREIT・不動産ファンドの分野での売上伸張のほか、今年度の重点注力分野と位置付けているビルメンテナンス分野において、来年度本稼働に向けたコンサルティング業務等を着実に売上げた結果によるものです。

② 売上原価

当第3四半期累計期間における売上原価は、367,675千円となりました。これは主に人件費やソフトウェア等の減価償却費によるものです。

③ 売上総利益

当第3四半期累計期間における売上総利益は、483,497千円となりました。

④ 販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、339,141千円となりました。これは主に人件費によるものです。この結果、営業利益は、144,355千円となりました。

⑤ 営業外損益、経常利益

当第3四半期累計期間における営業外収益が511千円、営業外費用が2,410千円となりました。営業外収益は主に受取配当金、営業外費用は主に保険解約損によるものです。この結果、経常利益は142,456千円となりました。

⑥ 四半期純利益

当第3四半期累計期間において特別利益、特別損失は発生しておりません。法人税等が47,626千円となり、この結果、四半期純利益は94,830千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。引続き、当社のミッションである「新しい知識社会の創造」に基づき、単なるデータの処理・管理といったビジネスの領域を超え、当社サービスを知識社会における最も優れたサービスとして進化させるべく取り組む方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第17期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は174,831千円であり、主なものはクラウドサービスのためのソフトウェア開発162,567千円であります。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第18期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資の総額は128,904千円であり、主なものはクラウドサービスのためのソフトウェア開発128,564千円であります。当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務所設備及びサーバ等	2,780	4,163	11,718	284,861	0	303,523	49

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 本社建物を賃借しており、年間賃借料は58,109千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年4月30日現在）

当社の設備投資については、業容の拡大に伴う顧客の増加やサービスレベルの維持・向上のため等、総合的に勘案しております。

なお、重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	ソフトウェア開発 (注2)	390,000	886	自己資金及び 増資資金	平成30年 4月	平成32年 3月	(注) 6
本社 (東京都港区)	ソフトウェア開発 (注3)	70,000	—	増資資金	平成30年 3月	平成32年 4月	(注) 6
本社 (東京都港区)	ソフトウェア開発 (注4)	45,000	—	増資資金	平成30年 3月	平成32年 4月	(注) 6
本社 (東京都港区)	ソフトウェア開発 (注5)	25,000	—	増資資金	平成30年 12月	平成32年 6月	(注) 6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」のシステムのセキュリティ向上を目的としたソフトウェア開発です。
 3. 契約書等の重要書類や竣工図面などの電子データを保管することのできる現行の電子書庫機能を刷新し、蓄積した文書等情報の共有化により、情報の活用を促進させる新電子書庫機能のソフトウェア開発です。
 4. 国際会計基準（IFRS）を適用する企業は、新リース会計基準であるIFRS第16号「リース」への対応が求められ、旧リース会計基準において貸借対照表に計上されていない借手のリース取引（不動産賃貸借契約、オフィス機器、車両など）を貸借対照表に計上する必要がありますが、現行当社システムは対応できていないため、こういった企業のニーズに対応したソフトウェア開発です。

5. 「@プロパティ」に関連する新機能・新サービスとして不動産施設に関連する情報分析クラウドサービス（データサイエンス）開発です。
6. クラウドサービス機能拡充のための追加開発を継続的に行っております。完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,992,000
計	5,992,000

- (注) 1. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、同日付で発行可能株式総数は3,467,040株増加し、3,472,000株となっております。
2. 平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数は2,520,000株増加し、5,992,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,676,500	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,676,500	—	—

- (注) 1. 平成30年4月2日に新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数は255株増加し、2,395株となっております。
2. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,674,105株増加し、1,676,500株となっております。
3. 平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の状況は、次のとおりであります。

新株引受権（平成13年12月18日臨時株主総会決議及び平成13年12月19日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	120	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	—
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月20日 至 平成33年6月23日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 (注) 1 資本組入額 25,000	—
新株予約権の行使の条件	(注) 2	—
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込金額で新株式を発行（転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使および旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない）する場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により発行価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

この発行価格の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、対象者に対し、その旨ならびにその事由、調整後の発行価格および適用の日を通知するものとする。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、この目的たる新株式の数は、当社が株式分割等を行う場合は次の算式により調整される。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

2. 新株引受権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く。）

ア. 新株引受権者は、本新株引受権の行使時において、当社の取締役または従業員としての地位を保有していること。ただし会社が事前に承認した場合はこの限りではない。

イ. 新株引受権者が死亡した場合、新株引受権者の相続人による本件新株引受権の行使は認めない。

3. 新株引受権の譲渡の禁止

ア. 新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

イ. 新株引受権の相続は認めない。

4. 本書提出日の前月末現在において、新株引受権の全てが権利行使により無くなっております。

② 会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成15年6月13日定時株主総会決議及び平成15年6月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	135	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	135 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000	—
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成33年6月23日 (注) 2	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 (注) 1 資本組入額 50,000	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 下記第1乃至第3に掲げる事由により行使価額の調整を行った場合、本新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1 行使価額の調整

- (1) 第2の第1号乃至第3号に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。
- (3) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- (1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合。調整後の行使価額は、商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

- 第3 第2に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 第2の第3号に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除く。
2. ア. 権利行使請求期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。
- イ. 新株予約権者は、会社の株式が本邦証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）した後1ヶ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。この場合において、株式公開の日より1ヶ月経過した日以降に新株予約権の行使により新株予約権者に対して発行された当社株式の総数が、新株予約権者の最大取得可能株式数に次の割合の数（ただし、かかる方法により計算した株式数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。）を上回らないことを条件とする。
- | | |
|-------------------------|------|
| 当社株式の株式公開の日より6ヵ月後まで | 50% |
| 当社株式の株式公開の日より6ヵ月経過した日より | 100% |
- なお、本項の適用上、株式の分割または併合が行われた場合、対象者に対し、発行された当社株式の総数および最大取得可能株数は、いずれも分割又は併合の割合に応じて分割または併合後の株式数に換算するものとする。
- ウ. 本新株予約権は、株式公開のために本新株予約権の行使が必要とされた場合においては、前項の限りではない。この場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、その他必要な事項を通知するものとする。
3. 新株予約権の行使の条件（払込金額及び行使期間を除く。）
- ア. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有していること。或いは当社又は子会社と顧問契約を締結している場合に限る。
- イ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。
- ウ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- なお、その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
4. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
- 会社は次の場合、本新株予約権を無償で消却することができる。
- ア. 法令または当社の内部規律に違反する行為があった場合。
- イ. 会社が合併により消滅会社となるとき。
- ウ. 会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- エ. 新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合。
5. 本書提出日の前月末現在において、従業員の退職による権利喪失及び権利行使により、第1回新株予約権については全て無くなっております。

③ 会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成19年6月14日定時株主総会決議及び平成19年7月3日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	26	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26 (注) 1	18,200 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140,000 (注) 2	200 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成33年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140,000 (注) 2 資本組入額 70,000	発行価格 200 (注) 2、6 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、 当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は700株であります。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. なお、当社が株式分割又は、株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権は、会社の株式が本邦証券取引所に上場するまでは、行使することができない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を承継し行使することはできない。
- ④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付すること

とする。この場合においては、募集本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

- ①当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

6. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより、上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成23年6月23日定時株主総会決議及び平成23年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	33	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33 (注) 1	16,100 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,000 (注) 2	343 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成33年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 240,000(注) 2 資本組入額 120,000	発行価格 343(注) 2、6 資本組入額 171
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は700株であります。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. なお、当社が株式分割又は、株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権は、会社の株式が本邦証券取引所に上場するまでは、行使することができない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を承継し行使することはできない。
- ④ 当社普通株式が証券取引所に上場された日から6ヶ月を経過していること。

4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、募集本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

6. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより、上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成30年4月2日 (注) 1	255	2,395	9,750	109,750	9,750	54,750
平成30年4月18日 (注) 2	1,674,105	1,676,500	—	109,750	—	54,750

- (注) 1. 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割（1：700）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	3	—	—	9	13	—
所有株式数（単元）	—	350	—	9,324	—	—	7,091	16,765	—
所有株式数の割合（%）	—	2.1	—	55.6	—	—	42.3	100.0	—

- (注) 1. 平成30年4月2日に新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数は255株増加し、2,395株となっております。
2. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,674,105株増加し、1,676,500株となっております。
3. 平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,676,500	16,765	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,676,500	—	—
総株主の議決権	—	16,765	—

- (注) 1. 平成30年4月2日に新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数は255株増加し、2,395株となっております。
2. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,674,105株増加し、1,676,500株となっております。
3. 平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

平成30年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株引受権及び新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 新株引受権

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権によるものです。

決議年月日	平成13年12月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株引受権の全てが権利行使されたため本書提出日現在残高はございません。

② 第1回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権によるものです。

決議年月日	平成15年6月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）従業員の退職による権利喪失及び権利行使により、本書提出日現在残高はございません。

③ 第2回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権によるものです。

決議年月日	平成19年7月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 従業員の取締役就任及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員9名、社外協力者1名となっております。

④ 第3回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権によるものです。

決議年月日	平成23年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 従業員の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在、当社は成長過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金もしくは設備投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

現時点において、配当実施の時期等については未定であります。適宜、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し株主に対する利益還元を検討してまいります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。

(3) 配当の決定機関

当社は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会を配当の決定機関としております。

(4) 最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は、最近事業年度において剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金もしくは設備投資に充当する予定です。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	板谷 敏正	昭和38年4月24日生	平成元年4月 清水建設株式会社入社 平成12年10月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 平成22年10月 芝浦工業大学大学院理工学 研究科客員教授 (現任) 平成23年4月 早稲田大学理工学研究所招 聘研究員 (現任) 平成27年5月 株式会社レナウン 社外取 締役 (現任)	(注) 4	177,800
取締役副社長	—	高橋 秀樹	昭和36年8月13日生	昭和62年4月 清水建設株式会社入社 平成12年10月 当社設立 取締役副社長 (現任) 平成22年4月 当社企画管理本部長 平成27年4月 当社ソリューション事業本 部 クラウド事業本部管掌 (現任)	(注) 4	170,800
常務取締役	—	武野 貞久	昭和41年10月15日生	平成4年4月 清水建設株式会社入社 平成15年10月 当社入社 平成17年5月 当社S I 事業部長 平成19年6月 当社取締役 平成19年10月 当社プロバイダー事業本 部長 平成22年4月 当社ITソリューション本 部長 平成23年6月 当社常務取締役 (現任) 平成26年4月 当社営業本部管掌 (現任) ソリューション事業本部、 プロバイダー事業本部管掌 平成27年4月 当社営業本部長	(注) 4	28,000
取締役	—	大田 武	昭和44年7月14日生	平成5年4月 さくら銀行株式会社入行 (現株式会社三井住友銀 行) 平成18年10月 当社入社、企画管理部長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社企画管理本部長 平成20年6月 当社取締役 (現任) 平成22年4月 当社プロバイダーマネジ メント本部長 平成23年4月 当社営業本部長 平成27年4月 当社経営企画部、業務管理 部管掌 (現任) 平成27年9月 当社法務・コンプライア ンス部管掌 (現任)	(注) 4	28,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等 委員)	—	鏑木 耕三	昭和24年10月11日生	昭和48年4月 オリエン特・リース株式会 社(現オリックス株式会 社)入社 平成14年1月 オリックス・コモディティ ーズ株式会社 代表取締役 社長 平成20年4月 オリックス証券株式会社 取締役専務執行役員 管理 本部長 平成21年3月 オリックス銀行株式会社 常勤監査役 平成27年6月 当社監査役 平成28年4月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社取締役(常勤監査等委 員)(現任)	(注)5	—
取締役 (監査等委員)	—	樋口 光輝	昭和17年1月1日生	昭和40年4月 千代田生命保険相互会社入 社(現ジブラルタ生命保険 株式会社) 平成11年7月 同社常勤監査役 平成13年7月 全国信用協会研修所非常勤 講師 平成18年9月 当社常勤監査役 平成28年4月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	(注)5	—
取締役 (監査等委員)	—	松岡 功一	昭和34年3月14日生	昭和56年4月 清水建設株式会社入社 平成18年7月 同社東北支店経理部長 平成20年4月 同社財務管理部長 平成25年4月 同社関連事業部長 平成25年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) 平成29年6月 清水建設株式会社 監査部 長(現任)	(注)5 (注)6	—
計						404,600

- (注) 1. 平成28年6月21日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役鏑木耕三氏、樋口光輝氏、松岡功一氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 鏑木 耕三 委員 樋口 光輝、松岡 功一
4. 平成29年6月22日開催の定時株主総会終結時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時であります。
5. 平成28年6月21日開催の定時株主総会終結時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時であります。
6. 社外取締役(監査等委員)松岡功一氏は、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会終結をもって退任する予定でございます。
7. 当社は、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会の選任議案として、平成30年5月23日開催の取締役会において、越沼孝夫氏を社外取締役(監査等委員)候補者とする決議を行いました。社外取締役(監査等委員)候補越沼孝夫氏の略歴は以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (候補者)	—	越沼 孝夫	昭和38年 2月4日生	昭和61年4月 清水建設株式会社入社 平成22年6月 同社東北支店経理部長 平成26年4月 同社土木事業本部経理部長 平成28年1月 同社土木総本部経理部長 平成29年6月 同社関連事業部長(現任)	—	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な向上や企業として社会的責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の重要事項として認識し、以下の通り取り組んでおります。

- a. 健全な企業活動を維持するために、意思決定および業務執行における組織と体制を明確に致します。
- b. 全社を挙げて法令遵守を実践し、高い倫理観をもって事業を遂行致します。
- c. 社会に対する説明責任を果たすため適時適切に情報を開示し、経営の透明性を高めます。
- d. 株主、顧客、役員・従業員等、利害関係者の信頼を得るため、常に広い視野を持って事業活動を展開致します。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、平成28年6月21日開催の定時株主総会終結時から監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携および監査等委員が経営の意思決定に加わることにより、監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断しております。

コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制を構築しております。

<取締役会>

取締役会は、7名の取締役により構成され、うち3名が監査等委員（社外取締役）であります。原則として1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催され、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各業務執行取締役の業務執行報告を受け監督を行っております。また、社外取締役は、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っております。

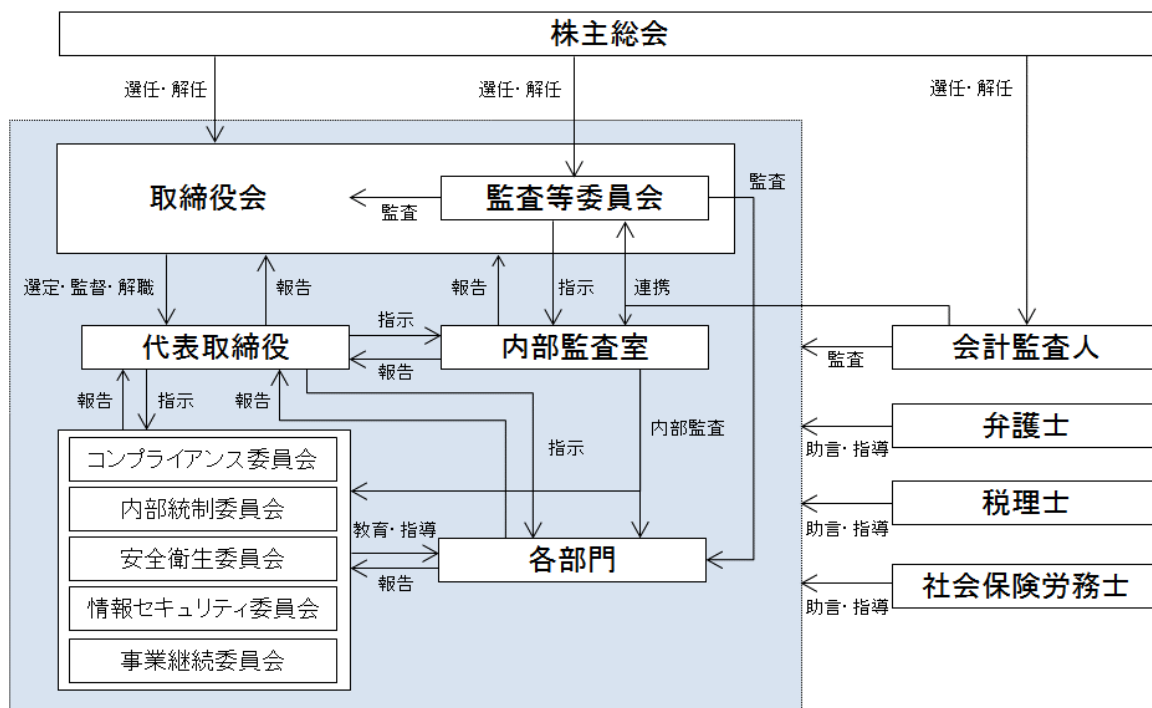
<監査等委員会>

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の計3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し又は資料を閲覧若しくはその報告を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催しております。また、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を行うことにより、職務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実効性を高めております。

<内部監査室>

経営全般にわたる制度や業務執行状況における合法性、合理性、有効性、効率性および信頼性が確保されているかを監視し、その状況の評価・検証をすることを目的に、内部監査室を設置しております。内部監査室は、定期監査または必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、効率性・経済性、遵法性、内部統制に関する監査を実施しております。また、内部監査の結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告し、発見された問題点については改善に向けての助言・提案を行い、改善状況のチェックを通じて内部統制レベルを引き上げております。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

- a. 1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- a. 2 取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。
- a. 3 全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。
- a. 4 法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。
- a. 5 経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。
- a. 6 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)
当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。
- c. 1 不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。
- c. 2 企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
- c. 3 個人情報をはじめとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
- c. 4 財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)
- d. 1 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。
- d. 2 その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
- d. 3 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。
- e. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第110条の4第1項第1号～3号)
- e. 1 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
- e. 2 内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。
- f. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)
- f. 1 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
- f. 2 取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
- f. 3 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。
- g. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)
- 「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。

- h. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）

- h. 1 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- h. 2 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担します。

- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）

- i. 1 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
- i. 2 常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
- i. 3 監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
- i. 4 内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。

- j. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を实践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組みます。

ハ. 内部監査の状況

内部監査体制につきましては、社長直属に内部監査室を設置し、内部監査室長1名及び室員1名の2名体制としており、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。内部監査室は年度監査計画に基づいて、監査等委員会、会計監査人と連携・協力し、業務監査を実施しており、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また定期的に取締役会で監査業務報告を行うほか、随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制にしており、監査等委員会、会計監査人とも適宜情報交換が行える体制にしております。

監査等委員は、定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっております。不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との関係については、監査等委員会と内部監査室は連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて、内部監査室と意見及び情報の交換を行っております。さらに監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査と内部統制部門との関係については、常勤の監査等委員及び内部監査室長は定期的に開催される内部統制委員会に出席し、情報の交換を行っております。さらには、内部統制委員長は会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて適宜情報交換を行うことにより情報の共有を図り、内部統制の有効性を高めるための取組みを行っております。

ニ. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について適宜指導を受け、適正な会計処理に努めております。

また、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成の内容については下記のとおりです。なお、継続監査年数については、7年以下であるため、記載を省略しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸 洋平
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 政人

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他8名

ホ. 社外取締役との関係

当社では、本書提出日現在、社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員であります。当社ではコーポレート・ガバナンスにおいて客観性の高い監視が重要であるとの認識の元、社外取締役により構成される監査等委員会にて経営監視機能の充実に努めております。

社外取締役による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、会社経営、会計財務等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役鎌木耕三氏は、オリックス株式会社において海外勤務9年を含め主に船舶や航空機のファイナンス営業に携わるほか、オリックスグループの役員として管理部門の業務を担当し、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。またオリックス銀行株式会社にて4年間常勤監査役として務めた経験を有することから、監査等委員として適任と判断し選任しております。

社外取締役樋口光輝氏は、千代田生命保険相互会社（現ジブラルタ生命保険株式会社）での業務を通じて培われた幅広く高度な見識と長年の豊富な経験と、また同社にて常勤監査役として務めた経験を有することから、監査等委員として適任と判断し選任しております。

社外取締役松岡功一氏は、清水建設株式会社から招聘した役員です。同氏は、清水建設株式会社での経験から財務及び会計における高い見識を有しており、客観的で精度の高い監査が期待できるために招聘し選任しております。当社と同社との間には、本書提出日において同社が当社発行済株式の33.9%を保有する資本関係があり、当社クラウドサービスを提供する等の取引関係があります。

社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の取引等利害関係はありません。

監査等委員会は社外取締役3名で構成されております。監査等委員である社外取締役は、内部監査室より内部監査結果について報告を受けるなど、適時に情報交換することにより連携を図っております。また、会計監査人より会計監査の内容について報告を受けるなど、適時に情報交換することにより連携を図っております。監査等委員会と内部監査室と会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果を報告し情報共有を図っております。また、会計監査人による監査報告会及び内部統制評価を通じて情報交換を行い、監査の有効性と効率性の向上を図っております。

社外取締役は、代表取締役、内部監査室、内部統制部門及び会計監査人と定期的、適時に会社の業績、現況、問題点、課題などに関する情報交換を行うことで緊密に相互連携を図りつつ、監査及び経営監督の実効性を確保しております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ確かな対応を講じております。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基礎としております。

不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置しております。また従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、出来る限りサービスを継続するように、事業継続に関する基本方針を制定しております。これに基づき、事業継続マネジメントシステムを強化し、継続的に危機に対する取り組みを行っております。

企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進しております。違反が発生した場合の迅速かつ適切な対応処理方針を定め、またコンプライアンスに関する社内研修を企画・実施し、社内啓発を推進しております。

個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図っております。その一環として当社は、情報セキュリティに関する認証の取得が必要と判断し、平成18年2月に「ISMS認証基準 (Ver. 2.0)」及び「BS7799:PART2:2002」の審査に合格し、更にISMS及びBS7799のISO化に伴い、平成19年3月、審査を経て「ISO27001」、「JISQ27001:2006」の移行審査に合格いたしました。

財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を実践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定めております。またこの基本方針を実現するために内部統制委員会を設置し、業務の有効性を評価・検証し、リスクを排除する体制をとっております。

③ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額等 (千円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	101,046	97,929	3,117	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外役員	17,712	17,212	500	4

(注) 当社は、平成28年6月21日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役 (監査等委員を除く。)の報酬については、平成28年6月21日開催の第16期定時株主総会において、報酬限度額は年額150,000千円以内と決議いただいております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、平成28年6月21日開催の第16期定時株主総会において、報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

これらの報酬額の決定は、会社の業績、経営内容、経済の趨勢等に鑑み、取締役 (監査等委員を除く。)の報酬については、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 6,750千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)パラダイム・システムズ	55	6,750	重要な外注先である同社との関係強化

当事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)パラダイム・システムズ	55	6,750	重要な外注先である同社との関係強化

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役齋藤耕三氏、樋口光輝氏、松岡功一氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とし、監査等委員である取締役は3名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に関する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,500	—	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査公認会計士等が作成した監査計画につき、説明を受けるとともに内容を検討し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、定期的に監査法人の主催するセミナー等に参加しています。また、財務諸表等規則の規定に基づき適正な財務諸表を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	456,129	476,497
売掛金	137,656	153,054
仕掛品	913	456
貯蔵品	69	60
前払費用	17,965	17,695
繰延税金資産	14,831	10,275
その他	90	26
貸倒引当金	△700	△810
流動資産合計	626,955	657,257
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,781	19,781
減価償却累計額	△16,197	△17,001
建物（純額）	3,583	2,780
工具、器具及び備品	12,028	14,294
減価償却累計額	△8,001	△10,130
工具、器具及び備品（純額）	4,026	4,163
リース資産	26,099	36,097
減価償却累計額	△19,853	△24,378
リース資産（純額）	6,245	11,718
有形固定資産合計	13,855	18,661
無形固定資産		
ソフトウェア	254,405	284,861
その他	0	0
無形固定資産合計	254,405	284,861
投資その他の資産		
投資有価証券	6,750	6,750
繰延税金資産	85,342	86,564
保険積立金	130,249	143,718
敷金及び保証金	46,427	45,511
投資その他の資産合計	268,770	282,543
固定資産合計	537,031	586,066
資産合計	1,163,987	1,243,323

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,299	18,593
リース債務	4,707	3,365
未払金	23,878	26,082
未払費用	7,215	7,255
未払法人税等	53,676	10,718
未払消費税等	17,384	9,425
前受金	37,348	47,693
預り金	8,585	8,643
賞与引当金	24,139	23,606
流動負債合計	189,234	155,385
固定負債		
退職給付引当金	89,099	101,145
役員退職慰労引当金	32,737	36,354
リース債務	2,675	9,679
固定負債合計	124,513	147,179
負債合計	313,748	302,564
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	45,000	45,000
その他資本剰余金	7,000	7,000
資本剰余金合計	52,000	52,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	698,239	788,758
利益剰余金合計	698,239	788,758
株主資本合計	850,239	940,758
純資産合計	850,239	940,758
負債純資産合計	1,163,987	1,243,323

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	601,951
売掛金	112,599
仕掛品	36,089
貯蔵品	97
前払費用	12,975
繰延税金資産	10,275
その他	193
貸倒引当金	△548
流動資産合計	773,633
固定資産	
有形固定資産	
建物	20,121
減価償却累計額	△17,405
建物(純額)	2,715
工具、器具及び備品	14,294
減価償却累計額	△11,279
工具、器具及び備品(純額)	3,014
リース資産	13,710
減価償却累計額	△4,350
リース資産(純額)	9,359
有形固定資産合計	15,089
無形固定資産	
ソフトウェア	300,432
その他	0
無形固定資産合計	300,432
投資その他の資産	
投資有価証券	6,750
繰延税金資産	86,564
保険積立金	137,974
敷金及び保証金	44,823
投資その他の資産合計	276,112
固定資産合計	591,634
資産合計	1,365,268

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	21,848
リース債務	2,915
未払金	15,475
未払費用	13,692
未払法人税等	23,973
未払消費税等	15,678
前受金	64,507
預り金	14,827
賞与引当金	12,312
その他	590
流動負債合計	185,821
固定負債	
退職給付引当金	97,252
役員退職慰労引当金	39,119
リース債務	7,485
固定負債合計	143,857
負債合計	329,679
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	52,000
利益剰余金	883,589
株主資本合計	1,035,589
純資産合計	1,035,589
負債純資産合計	1,365,268

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	1,130,728	1,081,884
売上原価	515,741	504,341
売上総利益	614,986	577,542
販売費及び一般管理費	※ 441,703	※ 435,915
営業利益	173,282	141,627
営業外収益		
受取利息	88	5
受取配当金	275	412
その他	534	565
営業外収益合計	897	982
営業外費用		
支払利息	230	197
保険解約損	1,576	1,323
その他	2	0
営業外費用合計	1,810	1,521
経常利益	172,370	141,088
税引前当期純利益	172,370	141,088
法人税、住民税及び事業税	72,934	47,234
法人税等調整額	△14,497	3,334
法人税等合計	58,437	50,569
当期純利益	113,933	90,519

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	163,311	31.9	164,135	32.6
II 経費		349,059	68.1	339,748	67.4
当期総製造費用		512,370	100.0	503,884	100.0
期首仕掛品たな卸高		4,284		913	
合計		516,655		504,797	
期末仕掛品たな卸高		913		456	
売上原価		515,741		504,341	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によるものです。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
外注加工費 (千円)	99,440	100,497
減価償却費 (千円)	151,168	138,240

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	851,173
売上原価	367,675
売上総利益	483,497
販売費及び一般管理費	339,141
営業利益	144,355
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	330
その他	179
営業外収益合計	511
営業外費用	
支払利息	224
保険解約損	2,186
その他	0
営業外費用合計	2,410
経常利益	142,456
税引前四半期純利益	142,456
法人税等	47,626
四半期純利益	94,830

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	45,000	7,000	52,000	584,305	584,305	736,305	736,305
当期変動額								
当期純利益					113,933	113,933	113,933	113,933
当期変動額合計	—	—	—	—	113,933	113,933	113,933	113,933
当期末残高	100,000	45,000	7,000	52,000	698,239	698,239	850,239	850,239

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	45,000	7,000	52,000	698,239	698,239	850,239	850,239
当期変動額								
当期純利益					90,519	90,519	90,519	90,519
当期変動額合計	—	—	—	—	90,519	90,519	90,519	90,519
当期末残高	100,000	45,000	7,000	52,000	788,758	788,758	940,758	940,758

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	172,370	141,088
減価償却費	152,620	139,570
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△277	109
賞与引当金の増減額 (△は減少)	797	△533
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9,931	12,045
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,553	3,617
受取利息及び受取配当金	△363	△418
支払利息	230	197
保険解約損益 (△は益)	1,576	1,323
売上債権の増減額 (△は増加)	40,022	△15,397
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,333	466
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,705	6,294
前受金の増減額 (△は減少)	9,246	10,345
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,283	△7,958
その他	739	2,977
小計	379,793	293,729
利息及び配当金の受取額	363	418
利息の支払額	△230	△197
法人税等の支払額	△32,023	△90,193
営業活動によるキャッシュ・フロー	347,902	203,756
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,918	△2,266
無形固定資産の取得による支出	△168,127	△161,622
投資有価証券の取得による支出	△750	—
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△12,106	△14,792
投資活動によるキャッシュ・フロー	△183,901	△178,681
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△5,664	△4,707
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,664	△4,707
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	158,335	20,368
現金及び現金同等物の期首残高	297,793	456,129
現金及び現金同等物の期末残高	※ 456,129	※ 476,497

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間(3年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

(2) その他の受注制作のソフトウェア

工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間（3年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(2) その他の受注制作のソフトウェア

工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29%、当事業年度23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71%、当事業年度77%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬	109,480千円	115,141千円
給料及び手当	128,539	134,728
賞与引当金繰入額	11,391	11,859
退職給付費用	10,500	10,614
減価償却費	1,452	1,329

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,140	—	—	2,140
合計	2,140	—	—	2,140

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内訳	新株予約権等の目的となる株式の種類	新株予約権等の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権等	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,140	—	—	2,140
合計	2,140	—	—	2,140

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内訳	新株予約権等の目的となる株式の種類	新株予約権等の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権等	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	456,129千円	476,497千円
現金及び現金同等物	456,129	476,497

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的かつ安全な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、必要に応じ銀行等金融機関借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。与信管理により、信用リスクを軽減しております。

② 投資有価証券は、当社の主要外注先企業への出資であり、未上場企業であります。

未上場企業は一般に景気の動向の変動を受けやすく、経営資源にも限界があるため、経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクがあります。また、株式の譲渡にも制限があるため当該出資は、流動性リスクに晒されております。当社では、定期的な報告と株主総会への出席を通じて、リスク管理を実施しております。

③ 敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

④ 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	456,129	456,129	—
(2) 売掛金	137,656	137,656	—
(3) 敷金及び保証金	46,427	45,129	△1,298
(4) 買掛金	(12,299)	(12,299)	—
(5) 未払金	(23,878)	(23,878)	—
(6) 未払法人税等	(53,676)	(53,676)	—
(7) 未払消費税等	(17,384)	(17,384)	—
(8) 預り金	(8,585)	(8,585)	—

負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額6,750千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	456,129	—	—	—
(2) 売掛金	137,656	—	—	—
(3) 敷金及び保証金	—	—	—	46,427
合計	593,786	—	—	46,427

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的かつ安全な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、必要に応じ銀行等金融機関借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。与信管理により、信用リスクを軽減しております。

② 投資有価証券は、当社の主要外注先企業への出資であり、未上場企業であります。

未上場企業は一般に景気の動向の変動を受けやすく、経営資源にも限界があるため、経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクがあります。また、株式の譲渡にも制限があるため当該出資は、流動性リスクに晒されております。当社では、定期的な報告と株主総会への出席を通じて、リスク管理を実施しております。

③ 敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

④ 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	476,497	476,497	—
(2) 売掛金	153,054	153,054	—
(3) 敷金及び保証金	45,511	44,238	△1,272
(4) 買掛金	(18,593)	(18,593)	—
(5) 未払金	(26,082)	(26,082)	—
(6) 未払法人税等	(10,718)	(10,718)	—
(7) 未払消費税等	(9,425)	(9,425)	—
(8) 預り金	(8,643)	(8,643)	—

負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額6,750千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	476,497	—	—	—
(2) 売掛金	153,054	—	—	—
(3) 敷金及び保証金	—	—	—	45,511
合計	629,552	—	—	45,511

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程及び退職金前払い規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	79,168千円
退職給付費用	17,277
退職給付の支払額	△7,346
退職給付引当金の期末残高	89,099

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	89,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89,099
退職給付引当金	89,099
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89,099

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 17,277千円

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程及び退職金前払い規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	89,099千円
退職給付費用	18,244
退職給付の支払額	△6,198
退職給付引当金の期末残高	101,145

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	101,145千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,145
退職給付引当金	101,145
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,145

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 18,244千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 6名	当社従業員 20名	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 120株	普通株式 210株	普通株式 45株	普通株式 58株
付与日	平成13年12月19日	平成15年6月30日	平成19年8月1日	平成23年9月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位を保有していること。但し、会社が事前に承認した場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有していること。あるいは、当社又は子会社と顧問契約を締結している場合に限る。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること。あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。但し、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。	権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること。あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。但し、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注2)	平成15年12月20日から平成23年12月19日まで	平成17年7月1日から平成25年6月30日まで	平成21年7月1日から平成25年6月30日まで	平成25年7月1日から平成29年6月14日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年3月31日時点の権利行使期間は、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権は平成15年12月20日から平成29年6月14日まで、第1回新株予約権は平成17年7月1日から平成29年6月14日まで、第2回新株予約権は平成21年7月1日から平成29年6月14日までです。

3. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	135	28	43
付与	—	—	—	—
失効	—	—	2	4
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	135	26	39
権利確定後 (株)				
前事業年度末	120	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	120	—	—	—

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

② 単価情報

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	100,000	140,000	240,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価格等を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 94,638千円
 ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 6名	当社従業員 20名	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 120株	普通株式 210株	普通株式 45株	普通株式 58株
付与日	平成13年12月19日	平成15年6月30日	平成19年8月1日	平成23年9月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位を保有していること。但し、会社が事前に承認した場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有していること。あるいは、当社又は子会社と顧問契約を締結している場合に限る。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること。あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。但し、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。	権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること。あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。但し、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注2）	平成15年12月20日から平成23年12月19日まで	平成17年7月1日から平成25年6月30日まで	平成21年7月1日から平成25年6月30日まで	平成25年7月1日から平成29年6月14日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成29年3月31日時点の権利行使期間は、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権は平成15年12月20日から平成33年6月23日まで、第1回新株予約権は平成17年7月1日から平成33年6月23日まで、第2回新株予約権は平成21年7月1日から平成33年6月23日まで、第3回新株予約権は平成25年7月1日から平成33年6月23日までです。
3. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	135	26	39
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	6
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	135	26	33
権利確定後 (株)				
前事業年度末	120	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	120	—	—	—

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

② 単価情報

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	100,000	140,000	240,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価格等を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 106,976千円 |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	51,384千円
退職給付引当金	31,015
役員退職慰労引当金	11,395
賞与引当金	8,402
その他	9,402
繰延税金資産小計	111,601
評価性引当額	△11,427
繰延税金資産合計	100,173
繰延税金資産の純額	100,173

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.36%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.60%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,582千円減少し、法人税等調整額が1,582千円増加しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	48,536千円
退職給付引当金	34,996
役員退職慰労引当金	12,578
賞与引当金	8,217
その他	5,120
繰延税金資産小計	109,449
評価性引当額	△12,609
繰延税金資産合計	96,839
繰延税金資産の純額	96,839

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドサービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	830,720	300,008	1,130,728

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドサービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	858,874	223,010	1,081,884

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	567円58銭
1株当たり当期純利益金額	76円06銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	113,933
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	113,933
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,498,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数320個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	628円01銭
1株当たり当期純利益金額	60円43銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	90,519
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	90,519
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,498,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数314個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
(ストック・オプションの権利行使による増資)

平成30年4月2日にストック・オプションの権利行使がありました。権利行使の概要は次のとおりであります。

(単位:千円)

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく 新株引受権	第1回新株予約権
発行した株式の種類及び数	普通株式 120株	普通株式 135株
発行した株式の発行価額	50	100
行使価額総額	6,000	13,500
資本組入額	3,000	6,750

(注)平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数及び価格を記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年4月17日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき700株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,395株
今回の分割により増加する株式数	1,674,105株
株式分割後の発行済株式総数	1,676,500株
株式分割後の発行可能株式総数	3,472,000株

(3) 効力発生日

平成30年4月18日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	116,905千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	63円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	94,830
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	94,830
普通株式の期中平均株式数（株）	1,498,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割をしております。株式分割後の価格に換算して記載しております。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

(ストック・オプションの権利行使による増資)

平成30年4月2日にストック・オプションの権利行使がありました。権利行使の概要は次のとおりであります。

(単位:千円)

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく 新株引受権	第1回新株予約権
発行した株式の種類及び数	普通株式 120株	普通株式 135株
発行した株式の発行価額	50	100
行使価額総額	6,000	13,500
資本組入額	3,000	6,750

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数及び価格を記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年4月17日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき700株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,395株
今回の分割により増加する株式数	1,674,105株
株式分割後の発行済株式総数	1,676,500株
株式分割後の発行可能株式総数	3,472,000株

(3) 効力発生日

平成30年4月18日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有 価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株式会社パラダイム・システムズ	55	6,750
計			55	6,750

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	19,781	—	—	19,781	17,001	803	2,780
工具、器具及び備品	12,028	2,266	—	14,294	10,130	2,129	4,163
リース資産	26,099	9,998	—	36,097	24,378	4,525	11,718
有形固定資産計	57,908	12,264	—	70,172	51,510	7,457	18,661
無形固定資産							
ソフトウェア	1,034,395	162,567	—	1,196,963	912,101	132,112	284,861
その他	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	1,034,395	162,567	—	1,196,963	912,101	132,112	284,861

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	増加額 (千円)	クラウドサービスの開発	162,567
--------	----------	-------------	---------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	4,707	3,365	2.79	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,675	9,679	2.89	平成30年～33年
合計	7,382	13,044	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,934	2,737	2,261	1,745

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	700	810	—	700	810
賞与引当金	24,139	23,606	23,617	521	23,606
役員退職慰労引当金	32,737	3,617	—	—	36,354

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額（その他）」は、実際支給額との差額の戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	476,497
合計	476,497

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
東急テックソリューションズ(株)	21,546
三菱商事・ユービーエス・リアルティ(株)	11,194
東急不動産キャピタル・マネジメント(株)	9,194
(株)SMB C信託銀行	7,290
ファーストブラザーズ(株)	6,983
その他	96,846
合計	153,054

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
137,656	951,470	936,073	153,054	85.9	55.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
ソリューションサービス仕掛人件費	256
ソリューションサービス仕掛外注費	200
合計	456

ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品	
切手及び収入印紙	48
用度品他雑品	12
合計	60

② 固定資産

イ. 繰延税金資産（固定資産）

区分	金額（千円）
減価償却超過額	48,536
退職給付引当金	34,996
その他	3,031
合計	86,564

ロ. 保険積立金

相手先	金額（千円）
ソニー生命保険㈱	128,213
日本生命保険相互会社	15,505
合計	143,718

③ 流動負債

買掛金

相手先	金額（千円）
(株)パラダイム・システムズ	14,667
(株)エクストリーム	756
(株)IDCフロンティア	683
パーソルテクノロジースタッフ(株)	614
富士ゼロックス(株)	508
その他	1,363
合計	18,593

④ 固定負債

退職給付引当金

区分	金額（千円）
退職給付債務	101,145
合計	101,145

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年4月27日開催の取締役会において承認された第18期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	617,563
売掛金	213,598
仕掛品	27,540
貯蔵品	116
前払費用	18,703
繰延税金資産	16,832
その他	0
貸倒引当金	△86
流動資産合計	894,268
固定資産	
有形固定資産	
建物	20,121
減価償却累計額	△17,544
建物（純額）	2,576
工具、器具及び備品	13,746
減価償却累計額	△11,114
工具、器具及び備品（純額）	2,631
リース資産	16,734
減価償却累計額	△5,086
リース資産（純額）	11,648
有形固定資産合計	16,856
無形固定資産	
ソフトウェア	333,839
その他	0
無形固定資産合計	333,839
投資その他の資産	
投資有価証券	12,960
繰延税金資産	76,196
保険積立金	143,774
敷金及び保証金	44,594
投資その他の資産合計	277,525
固定資産合計	628,221
資産合計	1,522,489

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	29,953
リース債務	3,555
未払金	60,407
未払費用	12,359
未払法人税等	62,497
未払消費税等	19,979
前受金	50,206
預り金	13,522
賞与引当金	24,032
受注損失引当金	6,586
その他	1,927
流動負債合計	285,027
固定負債	
退職給付引当金	101,439
役員退職慰労引当金	40,041
リース債務	9,360
固定負債合計	150,840
負債合計	435,867
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	45,000
その他資本剰余金	7,000
資本剰余金合計	52,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	934,621
利益剰余金合計	934,621
株主資本合計	1,086,621
純資産合計	1,086,621
負債純資産合計	1,522,489

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	1,239,893
売上原価	547,549
売上総利益	692,344
販売費及び一般管理費	※455,485
営業利益	236,859
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	330
その他	1,122
営業外収益合計	1,458
営業外費用	
支払利息	306
保険解約損	2,186
その他	0
営業外費用合計	2,493
経常利益	235,823
税引前当期純利益	235,823
法人税、住民税及び事業税	86,150
法人税等調整額	3,810
法人税等合計	89,960
当期純利益	145,863

売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		203,952	35.5
II 経費	※	370,680	64.5
当期総製造費用		574,632	100.0
期首仕掛品たな卸高		456	
合計		575,089	
期末仕掛品たな卸高		27,540	
売上原価		547,549	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によるものです。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
外注加工費 (千円)	104,493
減価償却費 (千円)	157,360

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	45,000	7,000	52,000	788,758	788,758	940,758	940,758
当期変動額								
当期純利益					145,863	145,863	145,863	145,863
当期変動額合計	—	—	—	—	145,863	145,863	145,863	145,863
当期末残高	100,000	45,000	7,000	52,000	934,621	934,621	1,086,621	1,086,621

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	235,823
減価償却費	158,580
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△723
賞与引当金の増減額 (△は減少)	426
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	293
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,686
受取利息及び受取配当金	△335
支払利息	306
保険解約損益 (△は益)	2,186
売上債権の増減額 (△は増加)	△60,544
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△27,139
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,359
前受金の増減額 (△は減少)	2,513
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,553
その他	27,107
小計	364,094
利息及び配当金の受取額	335
利息の支払額	△306
法人税等の支払額	△34,371
営業活動によるキャッシュ・フロー	329,752
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△340
無形固定資産の取得による支出	△176,527
投資有価証券の取得による支出	△6,210
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,242
投資活動によるキャッシュ・フロー	△185,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△3,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,365
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	141,066
現金及び現金同等物の期首残高	476,497
現金及び現金同等物の期末残高	617,563

(注記事項)

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	5～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間(3年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、当該事業年度末以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

(2) その他の受注制作のソフトウェア

工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は当事業年度24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は当事業年度76%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	115,893千円
給料及び手当	135,874
賞与引当金繰入額	10,903
退職給付費用	8,550
減価償却費	1,219

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,140	—	—	2,140
合計	2,140	—	—	2,140

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内訳	新株予約権等の目的となる株式の種類	新株予約権等の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権等	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	617,563千円
現金及び現金同等物	617,563

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的かつ安全な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、必要に応じ銀行等金融機関借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。与信管理により、信用リスクを軽減しております。

② 投資有価証券は、当社の主要外注先企業への出資であり、未上場企業であります。

未上場企業は一般に景気の動向の変動を受けやすく、経営資源にも限界があるため、経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクがあります。また、株式の譲渡にも制限があるため当該出資は、流動性リスクに晒されております。当社では、定期的な報告と株主総会への出席を通じて、リスク管理を実施しております。

③ 敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

④ 営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	617,563	617,563	—
(2) 売掛金	213,598	213,598	—
(3) 敷金及び保証金	44,594	43,282	△1,311
(4) 買掛金	(29,953)	(29,953)	—
(5) 未払金	(60,407)	(60,407)	—
(6) 未払法人税等	(62,497)	(62,497)	—
(7) 未払消費税等	(19,979)	(19,979)	—
(8) 預り金	(13,522)	(13,522)	—

負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額12,960千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	617,563	—	—	—
(2) 売掛金	213,598	—	—	—
(3) 敷金及び保証金	—	—	—	44,594
合計	831,162	—	—	44,594

(退職給付関係)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程及び退職金前払い規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	101,145千円
退職給付費用	16,206
退職給付の支払額	△15,912
退職給付引当金の期末残高	101,439

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	101,439千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,439
退職給付引当金	101,439
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,439

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 16,206千円

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 6名	当社従業員 20名	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 120株	普通株式 210株	普通株式 45株	普通株式 58株
付与日	平成13年12月19日	平成15年6月30日	平成19年8月1日	平成23年9月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位を保有していること。但し、会社が事前に承認した場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有していること。あるいは、当社又は子会社と顧問契約を締結している場合に限る。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること。あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。但し、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。	権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること。あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。但し、その他取締役会が認めた場合は、この限りではない。会社の株式が本邦証券取引所に上場すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注2)	平成15年12月20日から平成23年12月19日まで	平成17年7月1日から平成25年6月30日まで	平成21年7月1日から平成25年6月30日まで	平成25年7月1日から平成29年6月14日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成30年3月31日時点の権利行使期間は、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権は平成15年12月20日から平成33年6月23日まで、第1回新株予約権は平成17年7月1日から平成33年6月23日まで、第2回新株予約権は平成21年7月1日から平成33年6月23日まで、第3回新株予約権は平成25年7月1日から平成33年6月23日までです。

3. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	135	26	33
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	10
権利確定	—	135	—	—
未確定残	—	—	26	23
権利確定後 (株)				
前事業年度末	120	—	—	—
権利確定	—	135	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	120	135	—	—

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を記載しております。

② 単価情報

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	100,000	140,000	240,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価格等を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 125,701千円 |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	42,194千円
退職給付引当金	31,060
役員退職慰労引当金	12,260
賞与引当金	7,358
その他	12,442
繰延税金資産小計	105,317
評価性引当額	△12,288
繰延税金資産合計	93,029
繰延税金資産の純額	93,029

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は統合資産管理クラウドサービス「@プロパティ」を国内中心に事業展開しており、報告セグメントは「@プロパティ」の提供にかかる単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドサービス	ソリューションサービス	合計
外部顧客への売上高	949,331	290,561	1,239,893

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません

関連当事者情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	725円38銭
1株当たり当期純利益金額	97円37銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額(千円)	145,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	145,863
普通株式の期中平均株式数(株)	1,498,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数304個)。 これらの概要は、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(普通株式84,000株)、第1回新株予約権(普通株式94,500株)、第2回新株予約権(普通株式18,200株)、第3回新株予約権(普通株式16,100株)であります。

- (注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。潜在株式の概要については、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(ストック・オプションの権利行使による増資)

平成30年4月2日にストック・オプションの権利行使がありました。権利行使の概要は次のとおりであります。

(単位:千円)

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく 新株引受権	第1回新株予約権
発行した株式の種類及び数	普通株式 120株	普通株式 135株
発行した株式の発行価額	50	100
行使価額総額	6,000	13,500
資本組入額	3,000	6,750

(注) 平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数及び価格を記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月18日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年4月開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成30年4月17日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき700株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,395株
今回の分割により増加する株式数	1,674,105株
株式分割後の発行済株式総数	1,676,500株
株式分割後の発行可能株式総数	3,472,000株

③効力発生日

平成30年4月18日

④1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.propertydbk.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年4月2日	—	—	—	板谷 敏正	神奈川県川崎市宮前区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) (注)3	60	3,000,000 (50,000) (注)4	新株引受権の権利行使
平成30年4月2日	—	—	—	高橋 秀樹	岡山県備前市	特別利害関係者等(当社の取締役副社長、大株主上位10名) (注)3	60	3,000,000 (50,000) (注)4	新株引受権の権利行使
平成30年4月2日	—	—	—	板谷 敏正	神奈川県川崎市宮前区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) (注)3	40	4,000,000 (100,000) (注)4	新株予約権の権利行使
平成30年4月2日	—	—	—	高橋 秀樹	岡山県備前市	特別利害関係者等(当社の取締役副社長、大株主上位10名) (注)3	40	4,000,000 (100,000) (注)4	新株予約権の権利行使
平成30年4月2日	—	—	—	武野 貞久	東京都小金井市	特別利害関係者等(当社の常務取締役、大株主上位10名) (注)3	20	2,000,000 (100,000) (注)4	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は新株予約権等の行使条件による価格であります。

5. 平成30年3月29日開催の取締役会決議により、平成30年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
清水建設株式会社(注)1.	東京都中央区京橋二丁目16番1号	568,400	33.22
株式会社ケン・コーポレーション(注)1.	東京都港区西麻布一丁目2番7号	294,000	17.18
板谷 敏正(注)1.2.	神奈川県川崎市宮前区	177,800	10.39
高橋 秀樹(注)1.3.	岡山県備前市	170,800	9.98
投資事業組合 オリックス6号(注)1.	東京都港区浜松町二丁目4番1号	140,000	8.18
SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合(注)1.	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	126,000	7.36
日本ビューレット・パッカード株式会社(注)1.	東京都江東区大島二丁目2番1号	70,000	4.09
日本生命保険相互会社(注)1.	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	35,000	2.05
大田 武(注)1.5.	千葉県柏市	30,100 (2,100)	1.76 (0.12)
武野 貞久(注)1.4.	東京都小金井市	28,000	1.64
プロパティデータバンク従業員持株会	東京都港区浜松町一丁目29番6号	14,000	0.82
小出 理美(注)6.	東京都立川市	14,000	0.82
杉原 隆(注)6.	東京都中央区	10,500	0.61
堀之内 はる代(注)6.	東京都中央区	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
牧 裕志(注)6.	神奈川県横浜市鶴見区	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
遠藤 良夫(注)6.	埼玉県越谷市	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
勝山 隆之(注)6.	埼玉県新座市	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
青木 幸和(注)6.	神奈川県川崎市宮前区	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
山田 美成(注)7.	東京都稲城市	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
鷺谷 敦子(注)6.	埼玉県さいたま市浦和区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
戸塚 まゆこ(注)6.	千葉県船橋市	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
阿部 峰子(注)6.	東京都北区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
亀尾 扶希子(注)6.	東京都北区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
石川 陽子(注)6.	千葉県松戸市	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
松本 文子（注） 6.	神奈川県川崎市中原区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
谷道 理恵（注） 6.	神奈川県横須賀市	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
鈴木 身奈（注） 6.	神奈川県川崎市中原区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
本間 啓介（注） 6.	神奈川県横浜市旭区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
水口 義隆（注） 6.	埼玉県三郷市	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
高松 裕子（注） 6.	東京都葛飾区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
小島 久仁子（注） 6.	東京都品川区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
中村 佳史（注） 6.	東京都品川区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
阿部 良平（注） 6.	埼玉県さいたま市北区	1,400 (1,400)	0.08 (0.08)
計	—	1,710,800 (34,300)	100.00 (2.00)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役副社長）
4. 特別利害関係者等（当社の常務取締役）
5. 特別利害関係者等（当社の取締役）
6. 当社の従業員
7. 当社の社外協力者
8. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. 最近事業年度末現在主要株主でなかった板谷敏正及び高橋秀樹は、新株引受権の行使により、本書提出日現在主要株主となっております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプロパティデータバンク株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロパティデータバンク株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプロパティデータバンク株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロパティデータバンク株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月16日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプロパティデータバンク株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、プロパティデータバンク株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

